

第九十六回国
参議院文教委員会會議録第七号

(三三)

昭和五十七年四月八日(木曜日)
午後一時三十分開会

委員の異動

四月二日

辞任

松本 英二君

補欠選任

宮之原貞光君

四月七日

辞任

佐藤 昭夫君

補欠選任

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

片山 正英君

大島 友治君

田沢 智治君

小野 明君

山東 昭子君

仲川 幸男君

降矢 敬義君

増岡 康治君

藤田 進君

宮之原貞光君

柏原 ヤス君

高木健太郎君

近藤 忠孝君

小西 博行君

政府委員

事務局側

参考人

保健課長

高石 邦男君

瀧 嘉衛君

足達 九君

福岡県教育庁指導第一課参事兼保健課長

杉並区立四宮小学校養護教諭
都立墨田工業高等学校養護教諭
学校災害から子どもを守る全国連絡会代表委員
苦小牧市立澄川小学校教諭

中神 暉子君
竹井 紀代君
升井登女尾君
佐藤 勲君

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○日本学校健康会法案(第九十三回国会内閣提出、第九十四回国会衆議院送付)(継続案件)

○委員長(片山正英君) ただいまから文教委員会を開会いたします。
参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本学校健康会法案の審査のため、本日の委員会に福岡県教育庁指導第一課参事兼保健課長足達九君、杉並区立四宮小学校養護教諭中神暉子君、都立墨田工業高等学校養護教諭竹井紀代君、学校災害から子どもを守る全国連絡会代表委員升井登女尾君、苦小牧市立澄川小学校教諭佐藤勲君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(片山正英君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山正英君) 日本学校健康会法案を議題といたします。
本日は、お手元の名簿にございます五人の参考人の御出席を願っております。
この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には御多忙のところ御出席をいただきありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、本案審査の参考にいたしたいと存じます。

つきましては、議事の進行上、名簿の順でお一人十五分程度御意見を述べただき、その後委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは、まず足達参事人にお願ひ申し上げます。足達参事人。

○参考人(足達九君) 私は、現在福岡県教育庁指導第一課参事兼保健課長として勤務をしている者でございます。私は医師でございますが、昭和三十四年に教育庁が所管いたします教員保養所というところの所長を拝命いたしました。教職員の結核の治療並びに教育管理の仕事に従事してまいりました。でございますが、昭和四十二年度末、福岡県の教職員の結核休職者が、私が参りました当時四百名おりましたものが、そのころはすでに二十数名を割るというふうな状況になりました。閉鎖をされました。その後、昭和四十三年から現在の保健課長を拝命いたしました。学校保健、学校安全、学校給食の仕事に所管として今日に至っているものでございます。したがって、学校安全会について福岡県支部の主幹といたしましてその管理に当たっているものでございますが、そのような立場から、現在御審議をいただいております日本学校健康会の問題につきまして意見を述べさせていただきます。

来、学校安全の普及充実と児童生徒の学校管理下における災害に對して其の制度による必要な給付を行つてまいりましたが、今日までの実績が示しますとおり、その効果はきわめて大きいものがあるかと考えております。

これを災害給付の面から見ますと、学校管理下

で起こります災害の状況は多種多様でありまして、その対象が発達段階にある幼児、児童生徒であることから、その原因や責任の所在等につきましては必ずしも明確でない災害が大部分であるという現状から、現実起こる精神的苦痛や経済的負担に對して、国と設置者と保護者との協力関係において災害給付を行う共済制度であるというところをきわめて大きな教育的意義があり、特に昭和五十三年に死亡見舞金、慶弔見舞金等の額が大幅に改正され、このような制度の面目を一新し、保護者及び設置者の受けやすき恩恵といえますかあるいは利益と申しますか、これはきわめて大きいものがございます。

また一方、学校安全の普及充実という面から見ますと、各学校におきまして起こりました災害につきましましては、すべて災害報告書によつて報告され、各都道府県支部及び本部においてその結果が分析、集計されまして、災害の防止や安全教育の資料として活用される仕組みになっております。

また、日本学校安全会が指定いたします学校安全研究指定校というふうなものもございまして、二カ年間の学校安全に関する研究の結果を、県段階あるいは国の研究会に発表いたしました。学校安全の普及充実と資するといふようなことも行われております。そのほか、本部におきまして作成されます学校安全に関する手引書や資料というものもたくさんございまして、私どもは現場においてこれを有効に活用させていただいておるわけでございます。

このような役割りを果たしてまいりました日本学校安全会が、このたび日本学校給食会と統合して、心身ともに健康な児童生徒の育成に資するため、日本学校健康会を設立するという法案が御審議されているわけでございますが、学校保健、学校安全、学校給食を所管している者といひましたし

て、日本学校健康会の設立にきわめて意義の深いものがあると考えておる次第でございます。と申しますのは、学校保健、学校安全、学校給食はそもそも目的を一にするところでございまして、心身ともに健康な児童生徒の育成ということ、これは教育の目標と一致するものでございまして、これらが統合され、総合的に推進されるということ、これは、行政機構の合理的再編成という観点からばかりでなく、きわめて重要なことであり、有意義なことであると考えてまして、今後さらに効果の大きいことを期待するものでございまして。健康会は安全会及び給食会の業務を継承することになっておりますが、このことは当然であらうかと思ひますが、そのほかに文部大臣の認可を受けてその目的を達成する必要な業務を行うことができるというふうになっていると聞いておりますが、さきにも述べましたように、心身ともに健康な児童生徒を育成するためには、保健体育、安全、給食、これが三位一体とならなければならないというふうに考えております。このような意味で、今後児童生徒の健康の保持増進に関する施策が総合的に充実推進されるということを期待しておるものでございます。と申しますのは、現代の子供たちの健康問題について考えてみますと、一般的には、体位は伸びたが体力はこれに伴っていないということがよく言われます。この事実は背筋力あるいは立位、前屈あるいは懸垂力という、この三つに顕著にあらわれております。また、現代の子供たちの体のおかしさというのを、ふらふら、ぐにやぐにや、ポキポキ、パタンという言葉で表現されているのをご存じですが、これは朝からあくびをしたり、目がとんとんとしているとか、あるいは背筋がしゃんとしなくて脊柱側湾症が増加しているとか、骨折や、朝礼のときに起立性調節障害で倒れる者が多いというふうなことであらうかと思ひわけでございます。

さらに、現代の教育環境について考えてみますと、まず第一には家庭の教育機能が低下しているということが挙げられるのではないかと思います。

す。昔は三世代家族構成であったわけでございますが、現在はそれが核家族化しております。また非常にきょうだいが多かった。私の名前は「九」と書きまして「ちかし」と読むんですが、これは十人きょうだいの九番目に生まれたということでございます。そのようにきょうだいが多かったわけでございます。それが現在では非常に一人っ子がふえた、あるいは両親の共働きが多くなったというふうなことから、家庭の教育環境には大変な変化が起こっておりまして、家庭教育機能は低下していると思ひわけでございます。このような環境の中で現代の子供たちは、一方では過保護と過度の期待と過度の干渉というものがございまして、また一方には虐待と無関心と父権喪失というまにまにさまよっているのではないかとというふうにかねてから感じております。

また一方では、同一的な価値観というふうなものも非常に乱れておりまして、これは価値観の多様化という言葉で言われております。さらにこの都市化現象といいますが、交通機関の発達その他によりまして運動不足という問題が非常に深刻になっておるわけでございます。

以上のような背景の中から、心身ともに健康な子供の育成を目指すためには、学校と家庭と地域が一体になって協力しなければならぬのではないかとこのようにふりかへておる次第でございます。

このような意味から、すでに保護者と設置者と国との共済制度によって、これを基盤として学校安全会の業務がなされてきておったわけでございます。その中で、それに給食会を統合し、総合的に健康問題を解決するというところで推進していただくということになりましたので、家庭教育機能の回復というのをあわせまして、きわめて重要なことではないかと考えまして、健康会法案の早期設立を期待しておるものでございます。

以上でございます。
○委員長(片山正英君) 大変ありがとうございます。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕
○委員長(片山正英君) 速記を起こしてください。

次に、中神参考人にお願ひいたします。
○参考人(中神暉子君) 中神でございます。

私は公立の小学校の養護教諭として二十八年ほど経験いたしました。

実際に子供がけがをしたときに直接立ち会っている者の立場から、健康会法によるものでなく、無過失の災害補償がぜひ欲しいということ意見述べたいと思ひます。

まず最初に、資料を皆さんのお手元に差し上げましたけれども、これは日教組で出しました健康白書第一号ですが、そこを見ていただきますと、これは文部省の保健統計では出てこない部分をここに実態として出してあるわけです。文部省の保健統計のその他の疾病ということ数だけしか出てない部分、ごく少ない数なんです。その中身は何だろうかということでも全国調査をしたのがいまの冊子なんです。私たちがそれを集めました。場合にいろいろさまざまな病名、私どももわからない、また一緒に協力してくださった先生も余り聞いたこともないけれども文献を調べてみると確かにあるというふうな診断名があつて、六百種以上の、もつと詳しく調べればもつともたくさんあるかと思ひますが、白書の三十八ページを見ていただきますとわかりますが、いろいろな種類の難病があります。五十六年に杉並区内でありましたのは、いわゆる子供の成人病と言われているのが、蜘蛛膜下出血の子供が二人出まして、一人は朝顔が痛いと言ってそのまま夕方死亡しました。それから一人は、やはり学校へ来て突然頭痛を訴えて、何だろうということわからなかつたんですが、何軒か病院をたどつて、これは蜘蛛膜下出血で、手術をすれば大丈夫だろうということで命は取りとめておりますが、昔にはそういう聞いたこともないような病気が実際に出ています。それからもう一人は、区内の養護教諭で話し合つたときに、小児の糖尿病ということ、学校の

の教室の中に砂糖水を用意しながら学習している子供などというふうな話が私たちの間で話さされているわけです。

それから、二番目として骨折が増加しているというところで、これは学校管理下ということ、五十ページを見ていただくとわかるんですが、これが年々ふえている状況がそこに出ております。

あと、ちよつと資料外なんですけれども、私の杉並区で安全会適用のをまとめたところ、やはりけがの子供が多くて、特に春と秋、それから体育のクラブ活動なんかでも安全会適用の四〇％を占めているような現状があります。

それから、保健室を訪れる子供が非常に多いということが言われておりますが、健康白書の百二十六ページを見ていただきますとわかりますが、大体平均した学校規模で千人規模というところのある学校の事例なのですが、そこに一年間の月別にそれが出ております。それからぼつぼつとなつておりますが、これは安全会対象のけがが人の数ですが、こういったぐあいに、この白書の後でまた十分読んでいただければわかりますけれども、子供の健康実態というのが非常に厳しい状況があるわけです。その中で特にけがをする子供についての安全会適用ということ、これは学校の管理下、いわゆる朝家を出て家へ帰るまでの間のけがの対象しか安全会適用にならないわけですから、そしてその安全会というのはいわゆる児童との境界ということがあります。

それからもう一つ、安全会の業務に関しては、私たち養護教諭は、これは法律を洗つてみますと私たち養護教諭の本務ではないということなんです。で、特殊法人の下部組織としてこれはぜひ地教委に専門課員が配置される必要があるんですけれども、いま私たちはそういう理想的なことを言つてはいられませんので、実際に学校の校務分掌の中で協力して仕事をしておりますので、大変忙しい思いをしております。それからもう一つ、安全会業務に関しては大変事務手が複雑で、いろいろな種類の書類をつくらなければならないわけ、

その辺が大変なわけですね。

で、特に養護教諭は、いわゆる全国的に見ますと六〇%から七〇%しかまだ配置されていないので、養護教諭のいないところは一般の先生がそれを肩がわりし、また養護教諭が兼務をしている学校があるわけですが、そういう方は幾つもの学校の業務をやらなければならぬような現状です。もっとも、こういった形でなくて学災法へ私たちはずいぶんお願いしたいというふうに思っております。

一九七七年に日教組、社会党の提唱によりまして、超党派で学校安全会法の一部改正で給付の増額がされましたが、まだまだそれでは十分な補償ができておりません。それから、廃疾年金制度の確立の要求がまだ出ております。それから、給付増額と適用範囲の拡大ということで、これは学校管理下ということに限定されておりますので、たとえばPTAが主催でいろいろ行事をやった場合にはこれが適用されないで、別にお金を払いまして、安全協会の方の保険を使っているような現状です。

実際に、学校災害の発生に伴いまして私が体験した中から幾つか事例を申し上げてみたいと思うんですが、子供同士がけんかをしまして、腕の骨折をしまして二カ月入院加療いたしました。私は一生懸命安全会適用で医療費をちゃんと取ってあげたわけなんですけれども、やはり子供同士のけんかで、被害者の方が親戚に弁護士さんが出て、相手の方から取れるものなら取ってあげろということ言われて、安全会からの医療給付だけでは満足できずに、いわゆるけんかをさせられた相手のお子さんの家へぜひ見舞金欲しいという話をもち込まれました。その間に立ちまして、言われた方は私の方に相談に見えます。私も困りました。校長さんに相談したんですが、そういう問題は学校では触れたいと言われて、結局窓口は私一人で、何とかそういうことなしに円満におさめていただきたいというふうに大変努力をいたしました。最終的にはそのときには二人の家庭から十七万取られたという形でありました。だから、学

校で子供同士がけんかをした場合に、親がそれで損害賠償を払わなきゃならないような風潮というのは私は大変現実には困っております。

それからもう一つ、よくこのごろ子供は前歯を折るんですね。前歯を折りますと、永久歯を折りますから歯医者さんへ行って治療するわけですが、現在の安全会の医療費では保険の範囲内では治療ができません。これは最低の金額なんです。私初めてこれを経験したときに、あるお母さんから恨まれたんですけれども、実は歯医者さんで、保険の範囲内の治療ではとてもだめなので別にいい材料を使いますと言われて、二万ほどかけて治療したそうなんですが、学校から安全会適用では当時二万四しか出なくて、十分の一しか出ないということでも少し恨み言を言われた経験がありまして、いまでも前歯を折れますと、そういうことで安全会から十分に金が出ないんですけれども申しわけありませんがと言った謝って、それで治療していただくようなことをしております。

それから三番目ですけれども、養護教諭のいない学校では、一般の先生が素人ですから、心配の余りけがをしますととにかくお医者さんへ行って診てもらえということ、まあ養護教諭がいれば――たとえばこういう事例がありました。余り高くない鉄棒で、下が運動場ですから土の上なんです。体育の時間に鉄棒からおこって頭を打ったんだそうです。もしそこに私がいたらその子をすぐ医者へ連れていかずにはばからず学校でベッドに休ませて、二時間なり三時間なり経過を見て、それで何でもなければおうちへお帰しすることができると言われて、素人の方では、頭を打ったというだけで大変あわてますのですぐ医者へ連れていきます。で、連れてこられたお医者さんの方では、大したことないと思うけど、来たんだから何かしなきゃいけないと言われて一応レントゲン撮りましょうということとされたので、結果的には何でもなかったわけですが、もしそこに養護教諭がいれば医者へ連れていかなくてもよかったです。うな場合があるわけで、そういうことで、ぜひ全

校へ養護教諭は全部配置していただきたいというふうに思っております。

それからまた、全校の何百人という子供を一遍に連れて全校遠足する場合に、これは最近子供たちは一人っ子とか、そういう子供が多いこととか、それから年の違う年齢の子と余り家で遊ばないの、できるだけそういう子供たちとの交流を深めたいという目的で、低学年の子も高学年の子も一緒に連れていって遊ばせようというような企画をする場合に、やはり異常に、事故がこわいので余りやりたくないという先生たちからのお声もあります。

それから、次には水泳指導に当たりまして、事故が起きますと教師の方が非常に責任追及をされるわけで、どうしても消極的になりやすいという現状があります。

そういうことで、実際に現場にいる者にとつては、いわゆる共済制度じゃなくて、もっともっと無過失のいわゆる災害補償というものをしてほしいと常に考えているわけです。この点については国と設置者でぜひお願いしたいというわけですが、事故を起こしても、教師が責任を問われて、そして個人ではどうしても賠償できるような金額はとても負担できませんので、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

これは養護教諭の増員を日教組を通してやっておりますが、それが定数法ではゼロ査定ということで大変私たちは不満に思っているわけです。やっぱり子供は大事ですから、命と健康を守る重要性の立場で、そして憲法の二十五条に健康は権利だと言われているので、特に二十五条の第二項には、国がそれを保障するということがうたわれていますので、やはり憲法の二十五条に沿ってぜひやっていただきたいということです。

養護教諭は、養護をつかさどるということで子供の健康を考えていきたいと思っておりますので、ぜひ養護教諭を全国に配置していただくように増員をお願いしたいと思っております。

○委員長(片山正英君) ありがとうございます。

次に、竹井参考人にお願いたしました。○参考人(竹井紀代君) 都立の墨田工業高校に勤務しております。養護教諭になりました。中学校で十四年間、それからたまたまの高等学校で四年間、目を終わろうとしております。私の場合は高校でも定時制です。その辺の定時制の状況もあわせて皆さん方にぜひ知っていただきたいと思ってお話したいと思っております。

まず、私の場合は、先ほど中神さんの方は中学校を中心いろいろ言われたわけですが、それよりも、私の場合は高校の方で、高校といいますが一応義務教育じゃないというところで、それが一つのネックになってさまざまな問題を生じてくる。そういうようなこともあわせながらちょっと状況を報告してみたいと思っております。

まず、私がいます定時制の方なんですけれども、定時制の生徒につきまして、つい最近、三年がかりで、私たちの方で定時制生徒の健康実態をアンケートを通して調べてみました。そのときに生徒の職業、どういう職業についているかということとまず調べてみたんですけれども、やはり中学卒業で勤める生徒が多いんです。かなり下請的な労働現場というかいわゆる単純作業労働が多いわけです。そういうところなんです。それから当然労働条件なんか非常に悪くて、職場の健康診断ですとか、それからたとえばがをしたり病気になるたりしてしまっても、いわゆる医務室とか保健室みたいなのが全くなくて、赤チンが置いてあればいいというような職場の中にいます。それで労働条件も悪いものですから、一応有給休暇があったとしてもそれがなかなかとれない。日給月給に差引かれるし生活に支障を来すというところで休めない。だから当然有給休暇があってもとらない。そういうような厳しい労働現場の中から毎日通学しているわけです。ですから、当然そういう日ごろの労働のいろんな影響から体に及ぼす

影響は非常に大きくて、そのアンケートをとりましたときに、体の状況ももうほとんどの生徒が何かしらの訴えを持っているわけです。本場に健康であると答えた生徒はわずかで、そういう状況の中で学校に來まして大体五時から九時、それからクラブ活動が入りますと十時ぐらいまで体を使っているさまざまな授業を受けるわけです。その中で、慢性疲労が蓄積された中で当然事故が起こつてきたり、そういうようなことがかなりあるわけですね。そういうような状況の中で一つ問題になるのは、そういう労働条件の悪さというところから、いわゆる定職を持たないわけですね。いわゆるパートとかアルバイトにどうしてもつてしまふ。それはいまの社会状況の一つの問題点なんでしょうと思うんですけれども、先ほど中神さんの方から出された健康白書の百三十三ページにもちよつと定時制生徒の問題が載っていますけれども、七七年に私たちの方で調べたときはパート、アルバイトの生徒がわずかに一七・四％だったのが、最近調べた今度のその調査の結果では三六・四〇％近くになっているわけです。当然、そういう職場のそういう状況の中から体の問題についてもさまざまな問題を生じているというところがかなり関連してあるわけです。

一応定時制の状況はそういうことで、関連しましていわれる全日制の――まあ全日制の生徒の方が全体的には多いわけですが、全日制の生徒の状況を簡単に言いますと、体が大きくなつてきて、その中で運動量とかそれから運動する技術的なものがかなり高度なものになるというところから、かなりけがとかそういうものが重傷になつてくるわけです。そういうことから、けがをする件数などもかなり大きくなりまして、七八年にこれは全日制を中心に調査した結果から言いますと、安全会の適用件数が、年間の件数ですけれども、一番多いのが二十件から三十件が大体三四％、それから三十一から四十件が一％、それから五十一から七十件までが一七・四％で、七十件以上というものが六・三％もあるわけです。やはり

こういう中でどういう事故があるかということとちよつと幾つかつかんだものをお知らせしますと、たとえば男子で体育の時間にバレーボールをしていて二人でボールをとりうとして正面衝突して、結局一人は右の頬をがばつと割創というんですか、五センチぐらいの傷をつけて出血が多量にあって、相手の生徒は頭部を打撲して、失神状態まではいかなかったけれども、とにかくすぐ保健室で休ませた。それからもう一つは、たとえば体育の時間に千五百メートルを走行中倒れ、それは救急処置したんですけれども結局心臓麻痺で死亡した。またある場合は、体育祭の騎馬戦でけんこつで結局目をつつかれて左眼底出血を起こした。それから、これはたまたま先生が来る間なんかちよつと生徒同士がふざけてやっただろうと思うんですけれども、マツト運動のときに使うマツトに、結局生徒をくるんでちよつと布団蒸しみたいな形で遊んでいたら、それによるショック状態を起こして、それで最初は何でもなかったんだけれども、後から気持ちが悪いというところで急に意識を失つてしまった。それからクラブ活動ですけれども、野球部で硬球が右の頸部に当たって呼吸困難を起こすとか、それからこれはちよつと直接けがということじゃないんですけれども、後でもちよつと出したかと思ひますのでちよつと言ひますけれども、女子の生徒が、水泳のテスト中に泳いでいまして急に気分が悪くなったということで、最終的には大脳動脈閉塞症ということで、左上下肢の運動麻痺の後遺症が残つて、その後かなりリハビリテーションなんかで回復するのにかかつた。これは本場に氷山の一角というのか、こういう事故がわりと中心に毎日の学校生活の中で起こつていっている状況があります。そういうような中で、じゃ、先ほどもちよつと出ましたけれども、安全会では実際にはどういう形になっているのかと、やはり私たちが日ごろそういうものを安全会の書類申請する中で非常にいろいろ問題を感じて、ぜひこういうところは改善していつてもらい

たいというようにことを幾つかちよつと出してみたいと思ひます。まず一つは、高校の場合は義務制でないということが大きいだろうと思うんですけれども、安全会の掛金が一部個人負担になっているわけですね。全日制の場合ですとやはり三百円近く、それから定時制の場合は百十円なんですけれども、これやっぱり掛金が個人負担になっているというふうなこともありますし、そのために教育委員会の方で同意書とか委任書とかというのをちやんとおこななきやならない。そういうようなことから、やっぱりぜひこのあたりは掛金についても個人負担をなくすようにしていつてもらいたいというふうに思ひますけれども、実際にこういう状況という、お医者さんで幾らかかりましたという書類をお医者さんで書いてもらひまして、それを安全会の方に提出するわけなんですけれども、その書類を毎月毎月何十件も担当のお医者さんに書いてもらひわけです。その書類の作業は結局私たち養護教諭が一々やつていられますので、そのけがをした生徒が各自で病院に行つて取つてきてもらひますと、そういう形に学校ではしているわけなんですけれども、その辺もかなり、特に定時制なんかですと休んで行かぬやならない。そうすると仕事休めないから、じゃもう安全会の方はいいですというふうな形になつてしまふわけです。それは全日制でもあるわけですが、結局そういう書類を取つてきたりなんかするのがめんどうくさいというところで、私は、もし生徒が行けない場合はなるべく自分で行くような形にはしていますけれども、結局そういう形で書類がかなり手続がめんどろだということとで安全会の申請をもう生徒の方がやらなくてもいいよみたいな形でやめちやう、そういうような状況がかなり各学校、現場であります。ですから、そのあたりもやはり書類の事務の簡素化という形で私たちの方でもいろいろお願いしているわけですが、その辺十分考えていただきたいというふうに思ひます。

そういうことからさまざまな問題があるわけですから、もう一つは、定時制の場合、いわゆる正規の通学経路だったたら、たとえばうちから職場に行つて、職場から学校に行く場合のその三角経路で事故を起こした場合は補償されるんですけれども、たとえば職場からどこか出張でほかの場所に行つて、そこから学校に來た場合は結局正規の通学経路じゃなくなつちやうわけですね。だからそういう場合は適用がされないわけです。そういうちよつと問題も残っています。それから、一応安全会である程度の補償はされるわけですが、たとえばこれは定時制に多いんですけれども、全日制もあるというふうに聞いています。これは本人または家族の生計維持者という生徒がいるわけですね、結局働きながら家族を養つて学校に行つていふ。そういう生徒が学校で負傷した場合――会社で負傷した場合は労災で認定されるわけですから、そういう場合は結局安全会だけなんですけれども、学校の場合は生活費の補償が全くどこからも出ないわけです。そういうことで、生徒の方も、病院には通わぬやならないんだけれども会社も休めないとか、そういうようなことになるかと結局転職をしたり、それから学校をやめたり、それから治療を中断してしまつたりとか、そういうものもろのやっぱり問題をいま抱えております。それからもう一つは、これは安全会のこういう法規集というのが各学校に來ていて、この中にちやんと、たとえば医療等の状況をお医者さんで書いてもらつたときに、普通は診断書が取られるわけですが、この安全会の書類については一応文書料は取らないというところが、いろいろ医師会とか歯科医師会とか、そういう各組織に取らないようにということとお互いにそういう取り決めがあるわけです。だけど、実際に私たちが行つてみますと、お医者さんとか病院によりましてその文書料を取られてしまふわけです。たまたま私もこれは自分で行つて初めて知つたんですけれども、みんなそういうとりに行つた場合、生徒

が結局文書料を払っていると、そういう文書料の問題なんかも残っております。

それから、これもやはり私が経験したんですけれども、医療機関に医療等の状況を、証明書をお願いに行ったときに、いままでも中学校にいたときに私が行ったときは、一度もそういうことはお医者さんで言われなかったんですけれども、たまたまこの間行きましたら、一応それは確かに生徒の方の守秘義務というんですか、いわゆる本人以外の人間がそのカルテを見る場合はやっぱり本人の委任状を持ってこなければだめというふうに言われたわけです。私はそのときはかなり事情を説明して委任状なしでもらってきたんですけれども、病院によってはそういう委任状を持ってこないとい医療等の状況は一々出せない。でも私たちにしてみれば、学校として必要な書類なんだから、別に生徒から一々委任状とらなくても、私たちの責任で出してもええのかということでもやり合った経験があります。そういう問題も残っています。

いまの安全会そのもののものもろの問題点がありますし、当然いまの段階ではその辺をぜひ改善していただきたいというふうに思っていますけれども、私もやはり先ほど中神さんが言われましたように、やはり国で補償していくという形、学災法の制定をぜひ早急に進めてほしいと思います。

それと同時に、先ほど言いましたいわゆる生活の補償についてもやはり救済制度をあわせて考えていってほしいというふうに思います。

それから、こういう状況の中でやはり教員がかなり負担を——負担というか、事故がないように教育活動を進めるわけですから、そういう事故がないようにするために、やはり教員の精神的な負担というものが物すごく大きいわけです。これはもちろん養護教諭もそうなんですけれども、一般の教員も、先ほど中神さんから言われたように、遠慮もやめたいみたいな、そういう事故が何かのことを考えると行事も本場に十分やっていないみたいな、そういうところがあるわけでは

けれども、私はちょっと養護教諭の立場で言いますと、これは私が勤めている学区のある養護教諭が経験した話ですけれども、先ほどの、女子の生徒で水泳中に頭の事故で結局上下肢が麻痺したというその生徒なんですけれども、これについては学校のプールで起こったという因果関係がなかなかお医者さんの方で証明できないというようなこととかももろのことがありまして、やっぱり安全会に申請してもなかなか適用されなかったわけです。それで結局、学校の方としても校長以下、安全会でもだめだと言っているんだからもうどうしようもない。でも実際には親としては、学校で起こった事故なんだから何とかしてほしいということ、養護教諭がかなり校長さんとか担任にどうしようもできないということ、親はもう養護教諭が一つのせめてものパイプ役だったわけです。その養護教諭がとにかく都の教育委員会の安全会の方に日参しまして、彼女はとにかく何かあったらもう辞表を出すということで、それこそ辞表をふところに教育委員会に日参したというふうなことがあります。最終的にはそれは大分時間がかかったけれども、一応認められて補償金がおとりたらしんでくれるけれども、一応そういうふうなことが、もうこれだけに限らずかなり日常起こっているというふうな状況があります。

そういうことから、ぜひお願いしたいのは、先ほど養護教諭の完全配置ということが出ましたけれども、やっぱり養護教諭が果たす役割というものは、そういう意味では学校の中かなり大きい部分を占めているわけです。一つ一つ、そういう行事とか毎日の何か教育活動を行うときに、やはり養護教諭が日ごろの健康観察を行い、事前にチェックできるものはチェックして、そういうけがを大きくしないような形で健康診断を行い、健康診断である程度ひかかった者については事前にお医者さんで治してもらおうとか、そういう形で日ごろの健康観察とか健康診断、そういうものを行っているわけです。

そういうことから当然救急処置においても、その場にたまたま養護教諭がいたから未然に大きな事故にならないで済んだというふうなこともかなりあります。そういう救急処置の問題とか、それからその後、結局けがをして先ほどの上下肢の麻痺の生徒、そういう後の、後遺症とかいろいろ事後指導ですね、いわゆるぐあいが悪いのがすぐ治らないわけですから、けがをしたら、そういう骨折をしたら副木を巻いて学校に来るとかいろいろそういう状況の中で、養護教諭がそれなりにそういう不備な部分をいわゆる学校生活の中でやっばり生徒のその辺のことを考えながら教育を受けさせていくと、そういうようなことをやはり養護教諭自身はかなり大きな部分として担っているわけです。

そういうことから、やはりいま、東京の場合例に出しますと、一応小中学校の全日制は全校配置になっていきます。ただ、島がちょっと一校か二校いないところがあるんですけれども、ただ、私がいます定時制につきましては、いま配置率が四〇％です。で、実際に生徒は毎日学校生活を送っているわけで、実際に生徒がかなりいろいろな問題を、保健室を通して、保健室の中で養護教諭が生徒と向き合う中で、ただ単に薬を上げれば、おなか痛いと云ってきただけから、じゃ薬をやつてそれで痛みがとまるかというやつぱりそれだけじゃない、いろいろ皆さん方新聞等で御存じだと思うんですけれども、結局いろいろ精神的な部分……

○委員長(片山正英君) ちよっと参考人に申し上げますが、時間の関係もございますから、要約して要点をひとつお願いいたします。

○参考人(竹井紀代君) ああそうですか、もう終わります。

それで結局、養護教諭がただ赤チンをつけたり、薬をつけたり飲ませたりするだけの仕事だけじゃなくて、やっぱりそういう生徒の裏側に隠されている部分というのを日ごろの接触の中でつかんでいくと、そういうような役割を担っているというところから、ぜひ養護教諭の完全配置と、それから大規模校、規模が大きい学校なんか

ですとかかなり一人では大変だということから複数配置を要求しておりますので、ぜひその辺をあわせてお願いしたいと思います。

○委員長(片山正英君) ありがとうございます。

次に、升井参考人をお願いいたします。

○参考人(升井登女尾君) 私は、学校災害から子どもを守る全国連絡会の代表委員でございます。私どものこの会は昭和五十三年の五月三日に発足いたしました。というのは、この年は学校安全会法の改正があった年なんですけれども、こういう法改正に至る私たちの運動の中で、私たちの会では子供を学校災害から守り、発達成長権を保障する教育諸条件の整備確立、また不幸にして災害のあった場合の救済制度の確立を目的として会を設立しました。

で、全国の学校災害の被災者を守る会とか、それから学校災害の被災者それから教職員の団体、婦人団体などがいま集まって会員になっております。それで、いま私たちがどういうことをやってきたかといいますと、学校災害補償法の制定を求める請願運動、それから学校災害に関する裁判の支援ですとか、それから東京都の教職員組合と協力しまして学校の安全点検運動をいたしました。それからこういうようなパンフレット、本の発行などもしております。それから被害者の調査をしております。これは安全会などのような件数だけではなくて、学校災害を受けた場合にどういう状況にあったかと、いま養護の先生が事例をお話しになりましたけれども、そういう、具体的にどこに問題があったのかというふうなことがわかるような被害者調査などもしております。ことに電話相談は、会の発足と同時に毎年学校事故弁護団の協力をいただいてやっているんですが、最初の具体的措置でしましたのは、一日に五十二件の電話相談がありました。鹿児島あたりからもかかってくるのがありました。それで、とてもその日では応じ切れませんで、後三日も四日も話し中だ

ったからというので電話相談が続きまして、会が発足して三年間、總會のたびに記念事業として電話相談をするわけなんですが、いままでに百件以上電話相談がありまして、ことしになってから約三十件ぐらいの電話相談があります。それは、相談の事例というのは全くさまざまでして、後ほどまたそういうことを参考にしながら意見を述べたいと思います。

学校災害補償法の制定を求める請願というのは、衆議院で、第九十四国会でしたか、それで出したのですけれども、これは保留、採択がなりませんでした。それは、五十三年に安全会法が改正されて給付も非常に大幅に上げられたというようなことの理由のようですけれども、これから述べます学校災害の実態は、まだそういうふうには解決したというふうにはとうていなくなつていないと思ひます。

その一番目として、学校災害の災害件数が、年々ふえているということですね。昭和五十三年に安全会法の改正で給付基準というのが大幅に上がりましたけれども、その年に、あわせて医療給付が、それまでは五百円以上であった場合に安全会の適用を受けるというふうになっておりましたのが、その法改正のとき、昭和五十三年から施行されたわけですが、そのときは最低額が二千五百円に、五倍に引き上げられたのですね。だから、二千五百円以下の者は安全会適用、医療給付の適用にならないというふうな改正がありましたので、私は、少なくとも五十三年は相当安全会の給付件数は減るであろうと思っていたのですが、実際は前年の五十二年が百万件でばったところですが、五倍に引き上げられたその年は百十四万件で、やはりこの学校安全会の給付件数が全部学害として、やはりこの学校安全会の給付件数で全部学害の数と数ということではないのですけれども、それしか統計がありませんので、それが五倍に引き上げられた年も百十四万件に上がったということと、それからその後も毎年少しずつやはり学校災害の件数がふえておりますので、それは、学校災害の問題というのはやはり依然として大きいんだ

なと思います。

ちなみに申し上げますと、いま交通事故は大体年間六十万ぐらいでございます。ですから、この件数だけ見ましても、非常に学校災害が多発しているということがわかっていただけたらと思います。その中には、死亡する子供が一年間に約二百人、それから、一級から三級ぐらいの重度の障害ですね、一生車いすだとか、私どもの会員の中でも、もう八年間も意識が戻らないで付きっきりで介護しているという事故の人もおりますけれども、そういうような重度の障害というのが一年に約五百件ぐらいはずっとございます。これは大体もう横ばい状態、絶対減ってはいないわけで、そうしますと、学校安全会が発足してただけです、もう、学校災害で亡くなった子供は約五千人ぐらいいるわけです、現在重度障害で車いす生活というふうな子供が少なくとも一万人ぐらいは全国にいる。一日に三人ぐらいは死んだり大災害を受けるといふことが毎日起こっているんだということになりますので非常に心を痛めております。

こんなふうに学校災害が多い原因は何だろうかということを私たちが数だけではなくて、災害の起こった事態に即していろいろ調査をやりますけれども、それから私がいいますのには、学校というのとはとも大変未熟な子供たちがたくさん集まっているところで、しかも非常に活発な場所と、非常にそういう意味では事故とかそういうことが起こりやすいそういう場所なのです。だから、一般の社会とは違った発達途上にある子供がたくさん集まって非常に活発に動いているという場所である、そういうところであるということをも考慮しての設備条件というものがまだ非常に不十分なのではないか。不十分というのか、危険が非常に多いということを痛感いたします。

これは先ほど申しました学校の安全点検運動を東京都の教職員組合と一緒にいたしました一例でございませけれども、東京二十三区内で校庭が非常に狭いそれで五十メートルから百メートルのトラックしか駆けないという。これでは、五十メー

トルから百メートルのトラックですと絶対走つたら飛び出してしまふわけですね。そういうところが小学校の二三・五%ございます。中学校では六・六%。それから百メートルから二百メートルの円周のトラックというのは、これですと全力疾走はできないんです。小学校では七四・五%がこういう校庭の狭さである。中学では六九・一%。二百メートル以上あれば何でも競技ができるわけですが、そういう学校は二十三区の中で小学校の中の二%しかございません。

これに一例なんですが、こういうふうに活発な運動をして丈夫に育てるべき学校の運動場の広さというのが非常にこういう状態であるということとか、それから学校のけがはやはり校庭のけがが一番安全会統計でも多いんですが、校庭がアスファルト、コンクリートでなっておりますとけがが非常に起こりやすいし、何といいますが、重傷になる。それからダストでしますと、転んだときには非常に深いけがをしますというような事例もございます。それから校舎もですが、校舎の中では床がPタイルで張つてあるものですから、ちよつと雨が降つたりするときには滑つて転ぶ。そういうときに脳震盪を起こすとか、こういう例は非常に多いんです。それから、周りの壁がコンクリートがからぶつければ、子供はおとなしく歩いていてふざけ合つたりしますのでそういうけがが多いとか、あるいは教室の窓が非常に古い建築基準法によつて窓の採光を多くとつてあるものですから、窓からの転落事故というのが非常にたくさんあるように思います。これは一例ですが、子供たちのそういう学校の設備の不備というのが非常に多い。先生方から伺いますと、何か起こるなあと、こう思つてゐるというわけですね。そういうのが窓枠が危いからというので、この窓枠に柵をつけようというのでPTAで決めて交渉して、つけさせるのに二年はかかつてしまつたというようなことの事例もございます。

それから少し飛ばしますけれども、その次には、最近では中学校も対抗試合をしますので非常に

勝負過熱といいますが、選手養成というところに非常に目がいつておりまして、そのために本当に子供の強い健康な体をつくるというそういう体育じゃなくて、スポーツ万能主義というか選手養成に傾くというようなこともやはり事故を多くしているように思います。これは一例ですが、山形の山形高校の近野光正君の場合も二回転宙返りで失敗して落ちてそして首の骨を折ったということなのですが、これはまだ技が未熟なのに、先生は選手の方の指導をやっていて目を離したときに二回転宙返りをみんなにおだてられてやって、そして下にはマットがあったんですが、武道館なんかではちゃんとスプリング工法で設備がいいんですが、その山形高校のマットは、何といいんですが、マットレスが相当古びていて、しかも間がちぎれていたんです。そういうところで、マットがあるからということだったんですが、そういうちぎれていたりして、それで突っ込んでいつて大きなけがをして、現在もう十年以上になりますけれども、寝たきり生活をしております。

三番目には、いまこちらの前の参考人がおっしゃいましたので余り申しませんけれども、子供の体が非常にもろくなつていて、いろいろ危険についてすばしっこく避ける能力が欠けて、備わつてきていないといったような問題があると思います。

それで、次に学校安全会のことについて二、三申し上げたいのでございますが、学校安全会の五十二年の改正は、給付が大幅に引き上げられましたので、これは大変ありがたいことでした。大変受けけた人は感謝しておりますけれども、それでも一級災害千五百万円となりましたも、それだけでは、もう一生そのまま車いすで二十四時間介護という人たちは救われないうことでございまして。特に重度の場合については、前回の国会での質疑の中で文部省は、一時金を信託にして運用して、そして年に百万程度の年金的運用をするといふ答弁をしていらつしやるんですけれども、それだけで、その後全然やられていないんですね。それで、や

はりこういう重度災害の場合は、年金による形の給付というのをぜひ考えていただきたいということとは切実な願いでございます。

それからもう一つ、あと制度面について申し上げますと、学校安全会は、契約の当事者が学校設置者つまり校長先生とそれから安全会との契約、掛金を掛けるのは父母、だけれども、当事者は学校の管理者として安全会というふうになっておりますので、往々にして学校安全会に適用できる問題がもうそのまま適用されないでしまうというような例がたくさんございまして、私どものところへ寄せられます電話相談の中でも、大体六、七割はこの安全会の関係についてのトラブルということ、非常に多いように思います。

非常にひどい例もたくさんございましてけれども、たとえばこれは茨城の例なんですけれども、学校安全会に校長先生が一応申請をする場合に、同じ事件について災害報告書が三枚出ている。どうしてかといいますと、それは三十分間災害の発生時間が違っているんですね。それはどういふことかというところ、三十分の違ひというのは、運動会のプログラム中に、旗を振っているその旗が目にと当たったという、そういう災害なんですけれども、三十分違っているというのは、その走るコースが四コースなのか六コースなのかというその違いなんです。六コースでしたらば一般の子供の応援席との間が一メートルそこそこしかないわけ、そういうことになりまして、学校の方が悪いことになるらしいですね。ところが、それが四コースの場合でしたら、子供が飛び出していつてやっただと、こういうふうになるというこの関係のようなんです。これは裁判になりまして、非常にうっとうしい裁判になっておりますけれども。

そういうような形で、安全会の適用についてなかなか適用がされない。それから、中にはその現場の先生が、その学校の責任のけがを、けがじやなくて子供が自分で転んだようにしてほしいというふうに言われたり、それから、子供同士のけ

んかだとこれはもう安全会適用できないよというふうな先生が誤解していらっしゃるのか、しないでもうそれきりになっちゃう。また逆に、安全会が適用できるからいいですよというので、加害者の親は安心しちゃって、ひどいけがをさせていても謝りにも行かないというふうなトラブルがございまして。で、この安全会の契約当事者が校長先生で、親が何の請求権もないということについて、制度としてはどうなのかなというふうに思います。

それから次に、文部省……

○委員長(片山正英君) そろそろ時間でございますから、要約をしていただきたいと思ひます。

○参考人(升井登女尾君) わかりました。

安全会については、先ほど言われました労災法の適用がそのまま安全会の給付の等級になっておりますので、先ほど養護の先生もおっしゃいましたが、大変不合理な点があるございまして、それも問題。

それから、もう一つ申し上げたいのは、医療給付が五年で打ち切られる。これは重度の方は五年たつても医療給付が必要なわけで、これが打ち切りになつていくということも大変問題ではないかと、延ばしてほしいという要求がございまして。

以上、安全会について申し上げましたけれども、安全会があるということは大変いいことだと思ひますけれども、なお非常に不十分である。です。私どもも学校災害補償法をつくってほしいという請願を出しているのでもございますけれども、学校災害については、これはまだ成長の発達途上にある子供のことであるということで、子供の教育権を保障するという意味において、もっと施設設備を安全なものにしてほしいということ、もし災害が起つた場合の補償については十分に考えていただきたいということを学校災害については要望したいと思ひております。

○委員長(片山正英君) ありがとうございます。次に、佐藤参考人にお願ひいたします。

○参考人(佐藤勲君) 私は、北海道の一小学校の教員として、学級担任としての仕事、あるいは校務分掌の中で健康指導を担当してきた体験の中から、また子供たちの本當の幸せを願ひ、議会制民主主義を尊重し、教壇実践で勝負することを合言葉に設立されました日本新教職員組合連合、略称新教組と申しますが、その組合員の一員として全国の仲間と交流してきた中で、今日の教育課題における健康安全教育の役割、それから学校安全会の二つの主要な目的である災害給付制度、学校安全の普及充実、さらに学校における健康安全教育に関する組織と運営について、日ごろ思っていることの一端を申し述べてみたいと思ひます。

受験戦争、非行問題、校内暴力問題が教育の今日的課題として大きく取り上げられ、豊かな人間性の育成、人間性の回復が学校教育の理念として強く要望される今日、これにこたえる施策の充実にともに、直接教育に携わる私たち教職員が一致協力し、創意と工夫のもとに望ましい方向に向かって着実に実践を積み重ねる努力が求められていることを深く認識いたしております。

とりわけ、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養ひ、心身の調和的発達を図る健康安全教育活動は、発育期の子供たちにとって欠くことのできない全教育活動の基礎となる重要な位置を占めるものであります。

先ほど足達さんの方からお話がありました。子供たちの体がおかしいと言われ始めてずいぶんたちます。朝からあくび、背中ぐにや、アレルギー、朝礼でばたんなんというふうなのが昭和五十三年にNHKの調査で「身体のおかしさワースト10」ということで発表されております。これらの原因は、生活リズムの乱れ、筋力、反射神経の低下、すなわち体力の低下などによるところであると指摘されておりますが、私の勤務する学校においても、毎年本校での学校保健統計、あるいは子供たちの生活リズムについて調査をし集計をしておりますが、その中にもやはり背筋のおかしい

子、それからちよつとしたことで骨折する子、疲れやすい子、原因のはっきりしない頭痛、ころんだときに手を出せないで顔から突っ込んでいくという、いわゆる顔面制動などの事例が多く見られます。心身ともにたくましくい子供が育成が急務とされ、そのためのあらゆる創意工夫が求められているところでありまして。

健康安全の問題は、学校教育の中で各校の創意工夫による展開が最も期待され、また大きな効果が期待される分野であります。直接関係する保健体育の教科指導や健康診断、給食指導のみならず、遠足、運動会、マラソン大会等の体育的に行事、あるいは二校時、三校時の間などにある二十分から三十分をわたる休憩時間を利用した業間体力づくり、さらに清掃活動など勤労生産的活動というように、学校のあらゆる活動を通じて総合的、継続的に推進していかねばならない、子供たちの心身の変化の原因が生活リズムによるところが多く、家庭や地域社会が一体となった活動も必要であると思ひます。また、これらの教育活動を支える重要な要素として、学校安全の維持推進は欠くことのできないものであると思ひます。

次に、学校安全会の共済給付制度についてでございますが、私の勤務する学校の保健室利用状況を見ますと、昭和五十六年度においては二十八学級、千百人の児童のうち、他校と比べて決して多い方とは感じませんけれども、外科的なもので三百七十四名、内科的なもので六百七十四名、計千四百八十八名の利用がありました。そのうち学校安全会給付の適用を受けたものは二十五件、二十三万九千六百九十九円になっております。子供にけがをさせない、万全の予防措置をすることが第一であります。もし子供の事故に対する補償制度がなかったとしたら、先ほどからも指摘がありましたように、事故を恐れるあまり教職員の教育活動は萎縮し、心身ともにたくましくい子供を育成する教育活動に思う存分取り組む姿勢は期待できないものになると思われまして。ただ、恐れだけでこの指

導を抜いていったならば、ただでさえ耐久力が不足する子供たち、甘えの中につかりっぱなしの子供たちはますますその傾向が強まるだろうと思ひます。それに関する考えについては最後の学校健康安全の組織運営の中で述べたいと思ひます。

そういう意味からして、数年前の国会での各党一致した御関心、御配慮により、昭和五十三年度から学校安全会の給付水準が大幅に引き上げられましたことは、現場の実情にこたえた措置であり、学校現場では創意工夫のある存分の教育活動が展開できるための条件整備がなされたこと感謝しております。しかし、給付基準等まだ十分とは言えず、今後とも必要に応じた改善が必要であると思ひます。

この学校安全会の給付制度は、国庫補助のほか学校設置者と保護者が掛金を負担して実施するという共済制度であることを基本としておりますが、家庭の負担は現在の程度で特に過大であると思われません。子供の健康安全は学校、家庭、地域社会の連携協力によって守られるべきであり、とりわけ家庭への啓蒙活動は重要であります。

さきに申し上げました保健室利用状況を見ますと、内科的なものでは頭痛、腹痛によるものが大部分ですが、ほとんどが学校の教育活動によるものではなく、家庭での生活リズムの乱れによるものであり、また、子どもの学校では電気暖房を採用しておりますのでやけどをするということは考えられない状況でございますが、六名の子供が保健室で治療を受けております。また、健康診断を例にとりてみましても、学校の定期健康診断によって初めて病気に気づく親も多くあり、わが子の体位の向上、身体的な変化にどれほどの関心を持っているのか疑問を持つことがあります。学校の定期健康診断のほかに、身長、体重、視力などを家庭で測定する日を設け、父母への啓蒙を図る工夫など各学校で盛んに実践されているところであります。

このような実態から、家庭でも多少の負担をす

ることによって子供の健康安全について注意と関心が高まり、学校と家庭とが協力して子供の健康安全を守っていく環境をつくり出すためには、現行の父母負担制度は適当なものであると思ひます。

次に、学校安全に関する普及活動についてでございますが、普及活動の一つとして、私の勤務している学校では学校安全会の委嘱研究を受けまして、「児童自らが主体的に取り組む安全活動の可能性を求めて」という研究主題のもとに交通安全指導について研究に取り組みしておりますが、校外班のリーダーによる安全リーダーの活動、あるいは地域父母による補導モニターや、交通安全母の会との交流などを通しまして、交通安全についてはもちろんのこと、生活安全についても意識の高揚が図られております。

今日子供を取り巻く環境は複雑であり、また変化の激しい状況にあり、子供の健康についてもかつての伝染病予防などが主体でなく、さきに触れましたように、心臓、腎臓、脊椎側湾症、骨折問題等新しい対応の必要となつてきております。これらの問題を考えたとき、健康安全に関する普及活動が創意工夫ある学校教育活動の展開を支えるものとして重要な課題となり、学校安全の普及活動の一段の充実を望みたいと思ひます。

従来、学校安全会では、学校や家庭における安全教育に資するために「事故防止必携」その他種々の資料を提供していただき、普及活動を実施していることを聞いておりますが、これらの活動が一層充実されることを望みたいと思ひます。さらに加えて、子供の健康安全、さらに今日憂慮されている体力の低下を盛り返し、生き生きとしたたくましい子供を育成するために、子供の健康安全に関する適切な学術研究の推進をお願いしたいと思ひます。この面の研究は、医学、体育学、心理学等の総合分野であることから、大変むずかしい面があると思ひますが、それだけに一層研究推進の必要性を現場では感じております。これらの研究推進によって、たとえば骨折問題一つで

もその有効な対応ができるようになれば、学校教育の展開にどれほど大きなプラスとなるかはかり知れないものがあります。

最後に、学校における健康安全教育に関する組織と運営についてであります。初めに、今日の学校教育の推進には全教職員の一致した努力が必要であり、学校における健康安全問題に対応していくためには最も必要なことであると述べました。現在学校においては、校長、教頭のほか、子供の健康安全については直接には養護教諭、保健主事、学校栄養職員等がそれぞれの職務に応じ担当しておりますが、さらに関係教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、PTA、地域父母の協力も得つつ、保健委員会や安全委員会等を設置し、全教職員が協力して取り組み、効果を上げている学校も多くあります。

もちろん、これらの推進のためには十分な教職員の配置は重要なことであり、言うまでもないこととありますが、それにも増して、教職員間の相互協力を図る組織づくり、そしてその運営が健康安全活動推進の基本であり、最も効果を上げるものと思ひます。このような体制を校内につくるようにしていく必要を強く感じております。

これに呼応して、国におかれましては、子供の健康に関する施策を総合的に推進するようにしていただくことを最後に強く望みたいと思ひます。

以上です。

○委員長(片山正英君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。なお、参考人の皆様には、各委員の質疑時間が限られておりますので、大変恐れ入りますが、簡潔にお答えくださるようお願いいたします。また、お答えいただく場合には大変恐縮ですが、ちよつと挙手をいただいで、整理させていただきたい、こう思ひます。

それでは、質疑のある方は順次御発言願ひます。

○小野明君 ます、中神暉子参考人にお尋ねをいたしたいと思ひます。

中神参考人が実際に学校現場で安全会事務というものを担当されて、御苦労されていることがよくわかったのであります。そこで第一の質問でございますが、学校保健法あるいは施行規則等で書かれておりますが、安全点検ということが大変強調をされているわけでございます。

そこで、もし危険な部分あるいは改修してほしいと思う場所を発見をした、その際に、設置者の方で速やかに応急処置をしていただいているかどうか、その点をまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○参考人(中神暉子君) それではお答えしたいと思います。思うんですが、簡単な場合でしたらすぐにできるんですけれども、やはり多額の予算が伴うような場合はなかなかむずかしい場合があります。

簡単な場合では、一つ私が経験しましたのは、保健室の流しの壁のところはタイルが張ってあります。どこの御家庭でもお風呂なんかはタイルが張ってあると思うんですが、子供がたまたまそこが汚れてしまったのでずきんがけをしてくださいましたら、ばらばらとタイルが落ちたんです。これはもう安全点検する以前の問題なんです。うふうに私は思ったんですけれど、非常に校舎のつくり方が粗雑なんだという感じがしました。そのときは、応急的に簡単に直していただきました。こういう程度の簡単なものでしたらすぐ直せるわけですが、杉並では一つ大変大きな問題を抱えております。

と言いますのは、二年ほど前でしたか、いわゆる問題を発見してやっただけというのは、ある学校で予算——予算というか、いつも赤い水が出る。ところがあつたら、なぜその水が出るかということ調べていいたら、いわゆる水道の鉄管がさびているというところがありました。これは杉並区内を調べましたら小中合わせて二十一校ありまして、学校

現場ではその赤い水を何とかとめてほしいということで教育委員会に何回も言っているわけですね。教育委員会の方では、それはなぜ赤い水が出るかと言え、ある年度に工事をした部分のところがさびているというのがわかっていて、その鉄管を取りかえるには大変金額が張りますので、そこにさびだめの薬を点滴で入れていたという例があります。これは、点滴で薬を入れていたというのを発見したのは、ある学校で十万ほどの予算を組んで何に使っているかわからなかったわけです。で、養護教諭が職員会でその部分を追及していった場合に、それが薬代だったということであって私たちが大変驚いたんですけれども、それで二十一校ほど——正確に言いますと、ここに使われていたのは「アクラリン—SLコンク」という薬品名の燐酸塩なんです。それを使ってさびをとめていたわけです。

こういうことでは、飲み水に薬を入れてさびをとめるわけですから、長い間には子供の健康に非常に影響が出るということで、その薬を入れるのはやめてほしいと。これは、じゃ鉄管のさびをとめるにはどうするかという、一番理想的には鉄管を全部取りかえなければならぬわけで、一校で五千万、いやもっとかかるという予算でこしからそれに取りかかる約束をしてくれていたんですけれども、やはり二十一校となりまして莫大なお金がかかるので、これについて具体的な、何と云うんでしょうか、先の見通しがまだ明るくないわけですね。こういういたぐあいに、いわゆる安全点検と称して、子供のために危険な部分があるというのがわかって教育委員会に言ってもなかなか予算を伴う場合はそれを改善がむずかしいわけですね。

私はそのとき考えたんですけれども、こういうこと、いわゆる学校保健法の第三条の二には安全点検を学校でして、それで発見したらそれをすぐ直しなさいというのを言われていますけれども、今度の水道管のような場合は教師が安全点検をしてから、そしてああこれは危険だということとを言ってから教育委員会に申し出るんじゃないかと

て、校舎を建てるときにもっと私は子供の安全と云うことを考えて校舎を建ててもらいたくないなあというふうに私個人的にはそのとき思いました。

先ほども、プラスチックの廊下が梅雨どきになりましてぬれて危険だというお話も出ておりましたけれども、これもどこの学校でもあることで、六月になりますと、湿度が上がりますと廊下がびしょぬれになるわけです。私なんか無器用ですから廊下を歩くのになかなか恐くて歩けないんですけれども、そこでやっぱりすべって子供が頭を打つというようなことがありますので、こういうことはやっぱり事前に考えて材料を吟味しておく必要があるだろうと思うんです。最近では木造から鉄筋に校舎を取りかえましたけれども、決していまの学校現場では、何と云うんでしょうか、安易に安全点検をして改善すれば事故防止ができるというふうな状況じゃなくて、あらゆるところが危険であるというふうな考えでもないんじゃないかと思うんです。私の学校なんかでも教室はコンクリートの上にじかに木を張った床なんですけれども、そこで子供がお相撲とりまして頭を打ちますと大変重大なけがを起すわけで、本当に安全にということになると、いまの現状の校舎では子供が活発に安心して活動できるように現状でないで、私はもっともっと校舎全体に見直しが必要だと思っています。

以前に聞いた話ですが、北欧の方へ旅行された方なんかの話ですと、北欧の方では子供がけがをしないように壁の回りとか床にじゅうたんを敷くとか、それから何と云うんでしょうか、いまのふわふわの材料がありますよね、そういうたのみの弾力を持たせて子供がひっくり返ってもけがをしないように最初からできていて、そういうところが欠陥があったらそこを見つけて修理するものならわかるんですけれども、最初から石の中の建物の中に子供が暮らしててけがをしないようにというのは、ちょっと私も現実において非常にやっばり矛盾を感じております。

○小野明君 非常に的確な御指摘で、私も学校

に参りましても、いまお話しのように、スリッパ履いてつるつすべってこけるんじゃないか、これはあぶないなあということを感じますことが非常に多うございます。的確な御指摘だと思えます。

次に、第二間なんです、中神さんは学校災害補償法の制定をぜひという御要望がございました。現在改められた新しい給付ができておるわけですが、現在の災害給付ではやはり不足なんではないか。

○参考人(中神暉子君) 決して十分ではないし、むしろ不足だと言っていると思うんですけれども、まず第一には人身事故の場合の最近の補償の要求は四千万とか五千万というように言われております。裁判なんかでも障害を一生残したような方に対しては八千万前後の決定を見た例もあったと思うんです。だから、子供だから、共済扶助方式だからと決めてしまわないで、やっぱり子供は次の時代を担う貴重な存在だと思わなければならない立場から現行の千二百万という死亡見舞金ではやはり御父兄の方は納得しないんじゃないかと思えます。

それから、第二は廃疾になった場合ですけれども、これは障害者の認定で何らかの形で補償される場合はともかくとして、それが十分でないと言えます。まして治療継続などで長期にわたる場合は、非常に障害者を持った御家庭というのは一家が大変いろいろな経済的な負担がかかりまして、以前にも日教組で災害補償制度の運動に取り組んだ際に、廃疾者を抱えたお母さんからときには夫や子供に内緒で身を売って子供のために生活をつないだということも聞いたことがあります。

それから、給付金の拡大という大変前進した改善がされましたけれども、そのことは評価しますが、たとえば一千五百万の一般給付金は現在の日本の生活で病人を抱えてはあつという間になくなってしまうと思えます。それを基金に預金をして利子を生活の足しにしたという意見もあつたと聞いておりますけれども、いまの生活に困

っている人がそのようなゆとりは全くなく、やはり年金制度の確立などで長期的な確立を望む声を私は周りに聞いております。

第三番目、掛金のことでありますけれども、一九六〇年の学校安全会が制定されましたときの国会審議では当時の松田文部大臣が本来無償であるべきだという発言をされていたように思われます。掛金は次々に値上げされてきている状態です。子供は親だけでなくて国や社会でも一緒に育てていく必要があるかと思えます。

第四番目に、現在の安全会では、日常生活の中で子供と一緒に暮らしている教員はできるだけ事故がないうようにということに非常に神経を使っているわけですが、たとえば水泳などで死亡事故が起きますと刑事責任を問われるというふうな例が前にもございました。そういうことで非常に神経質になっております。それから、保健室で子供が休養している場合、私たちが打ち合わせとかそれから電話をかけるに、子供の脇にべったりついていってわけにいきませんから、ちょっと目を離れた際に重大な事故が起った場合なんかですと、やはりその責任を追及されたという例もあるわけです。それからまた、スポーツをしていて首の骨を折ったり、それから廃疾されたりしたというようなことで、現在の教員の給与では、先ほども申し上げましたけれども、それにかかわった教師の場合、やっぱり先生が個人的にそれを補償する蓄えなどは持っておりません。そして、林間学校とか遠足などで死亡事故の起きた場合なんかにもたまにあるわけですが、そういうときなどは非常に気の遠くなるような賠償などもあるわけで、これは何例かあるわけですが、そういうことを考えますと、やはりこの共済制度じゃなくて、何回も申し上げておりますけれども、不可抗力で死亡するということだってあるわけですから、やはり無過失の調査の段階で証明されることですが、やはり命を預かって私たちが仕事をしているわけで、それが絶対一度も事故は起こさないということとは、やはり全国的に見れば不可抗力の場合もあるわけですか

ら、そういったことをも考えてぜひ——教師だって最初から事故があるようないかげんやり方はしていかなくとも事故が起きるわけですから、そういう点でぜひ災害補償をやっていたいただきたいということをお願いしたいわけです。

○小野明君 それでは次に竹井紀代参考人にお尋ねをいたします。

工業高校の定時制という大変厳しい現場でがんばっておられますことに本当に御苦労だと思っております。

そこで第一問ですが、働く青少年が対象の職場などで、実際事故があれば生活にも響くという御主張でした。そこで安全会の取り扱い、たとえば給付額あるいは不適用というようにすることで、保護者とか本人からの不服などが多く出ているのではないかと、それに直接あなたがぶつかるといことが多いのではないかと、その点はいかがでしょうか。

○参考人(竹井紀代君) 私の場合は定時制で、いわゆる全日制とか小中みないな形で保護者がきちっとしているというところが少ないわけです。どっちかというと地方から出てきて一人です。だから雇用主が保護者がわりになったりとかという形になっている。だから、実際に私のところで、親の方からあるいは雇用主の方から何か申し出があったというところはほとんどないんですけれども、ただ、私が前にいました中学校ではかなりいろいろ親から直接——親が直接安全会の方に物申しができないわけで、結局学校の方にいろんな形で文句というんですか、いろいろ問題点が出されたことはあります。特に私が最近、先ほどもちょっと例を挙げましたけれども、女子生徒が水泳中左の脳動脈閉塞症というので上下肢が麻痺になったという、その養護教諭とかかなり接触を持ちながらいろいろ経過を聞いてきたことがあるんですけれども、やはりなかなか親が直接言えないから、養護教諭がその間に立っているわけ合ったわけで、最終的には親の方が、どうしても学校の方で何ともならなかったらとにかく裁判でも起こした

みたいなきことを言われて、それでその養護教諭も、とにかく何かそういう形じゃなくて、もうちょっと穏便に安全会で補償されるような形にならないかというところでもかなり、それこそ辞表をふところにがんばったということがあります。そういうことから、確かに親からじゃなくても、私たちの方で書類を出しても、かなりいろんな理由で適用されないことが多いわけです。一応そのときは学校の方が親の代理というか、学校の方で全部書類をつくらますので、どうしてこれが申請されないのかというところが直接やりとりの中でわかるわけですから、でも最終的にはこちらが納得できなくても、安全会の方でだめですって言われればそれで引き下がるを得ないという状況というものは結構あるわけです。かなり適用されないこともいままでもありました。そういう意味から、私たちとしては、こういうものについては多分はかの制度の中ではあるんじゃないかと思うのですけれども、いわゆる不審審査機関というところから不服に思っていることを申し出る場があればすごくこちらにとっても都合がいいなというところはいつも思っています。一応安全会の中には運営審議会とか、それから給付審議会とかっていう組織があって、その中でいろいろ関係機関から人が出ていろいろ審議されているようなんですけれども、東京の場合はその中に管理職ではなく現場の教職員が入っているというところがあるわけですから、地方に行きますと、そういう現場の教職員が入っていないというところがあるなりあるというふうに聞いています。そういうところから、やはりいゆる現場の教職員が一番そういう問題に直接携わっていて、それをどこかで吸い上げてくれる場がないと、やはり何となく泣き寝入りで終わってしまつて、親の方にも何とか適当にごまかして納得してもらいたい形、いまこう解決しないまま何となく立ち消えになつてしまつていくことが多いわけで、そういう意味では安全会というのは災害いゆる共済扶助制度

ということ、親も一応掛金を払っているわけですから、そういうところからやはり親のそういうものが反映できるような形のものがあるにしろなトラブルとかそういうことが解決していけるんじゃないかというふうな思っていますので、ぜひそういう不審審査機関というものを設けたら設置していただきたいというふうに思っております。

○小野明君 それでは重ねてお尋ねをいたします。

高等学校の生徒ということになりますと、体ももう大きい、かなり激しい運動もやると思われるわけですが、校内の事故は普通高校と先生がお勤めになつていらっしゃる職業高校というのでは災害の発生率に違いがあらましようか。

○参考人(竹井紀代君) 余りはっきりした違いというところはないと思います。件数から言つてそんな違いはないと思います。ただけがの種類といひますか、そういうものについてはかなり職業高校は普通高校とは違つた形のものがあるわけであるんじゃないかというふうな思っています。大きいけがというところについては、先ほど幾つか例を挙げましたけれども、特に職業高校の場合は、私のところは工業高校で電気科、機械科、建築科というふうな三科あるわけです。工業高校にはそのほか電子科ですとか、それから食品化学とか、その学校によつていろいろ置かれてはいる科が違つてはいますから、私のところはそういうことで建築、電気、機械というところで、特にやはり機械関係の実習というものが、とにかく工業高校の場合はだんだん高学年に行きますとかなりウエートを占めてきまして、まる一日四時間びつし実習というふうなこともあり得るわけです。そういうことから、やはり普通高校では体育とかクラブ活動というふうなところでの事故発生が多分件数を占めるんじゃないかと思ひますけれども、職業高校についてはその辺はそんなに変わりはないけれども、やはりそういう実習中のけがというものがやはり普通高校とは違つた形であり出ているような気がしま

す。私がいま直接安全会にかけた例つていうのは、まだちょっと工業高校に来てそんなにたつてないものですが、いまのところはないんですけれども、ただだんだんちよつとしたことでも、切り粉が目に入るとか、それから機械に手が——油ですべつちやうわけですね、機械にちよつと接触しちゃうとか、そういうようなことのけがつていうのはわりとちよつちやう起こつています。

ただ、工業高校で定時制というところで、とにかく先ほどの校舎自体のつくりの問題が出てしまつたけれども、うちの学校も非常に歴史が古くて校舎全体が非常に暗いわけですね。昨年度から建てかえて改築しているんですけれども、実習場なんかに行つてみますと物すごく薄暗くて、特にまた夜なものですから、そういう中で機械を使つて実習をしているというところで、教員側からとにかく目を光らせて、けががないようになんか細心の注意を払つてやっています。ですから、やっぱりそういう意味で、けがはいまのところは、うちの場合は辛うじて免れているというところもあるんですけれども、実際にほかの学校の状況なんか聞いてみますと、やはり特に農業高校なんかでも、いま大分いろんな農機具というのが機械化されて、そういうものを使いながら実習していくというところでは、かなり職業高校での、いわゆる普通高校とは違つた形での大きな事故というものは出ているようです。ただ、具体的にそういう事例というものをちよつといま手元ないものですからお知らせできないんですけれども、一応そういうことです。

○小野明君 それでは最後に、足達参考人にお尋ねをしたいと思います。

いまお聞きのように、安全会の仕事現場においては養護教諭の皆さんに実務が任されているようなところになってはいますね。それで、これは中神、竹井お二人の参考人が述べられましたように、養護教諭の皆さんというのは全校配置ではないわけですね、小中学校で六、七〇%ですか、高等学校で四〇%ぐらい。こういう皆さんがあなた

が主幹をなさっておられる下部の責任者としての仕事をなさっておられることは、いまお聞きのとおりです。

そこで、最初に私がお尋ねをいたしました学校保健法に安全点検ということが規定をされておるわけですが、実際にいまお話がありましたように、学校の施設設備というものが災害を未然に防止をする非常に大きなこれは要素を占めると思われます。あるいはまた、危険箇所があれば、これを養護の先生が御指摘になる、しかし、なかなか地教委の方も直ちにその措置をしてくれないというような悩みがあることもいまお話がございました。この安全点検という問題、施設設備の早急な改良、これが災害を未然に防ぐということでは非常な大事なことではないかと思うんですが、あなた主幹をなさっておられるわけですが、その辺でどういう御苦心がおありになるのか、ひとつお話しをいただきたいと思ひます。

○参考人(足達九君) 学校保健法の改正によりまして環境衛生検査並びに安全点検ということが義務づけられたわけですが、それには定期点検と日常点検があるということでございます。したがって、環境衛生検査につきましては年間に一回、安全点検につきましては学期に一回というものが定期点検でございます。それだけではもちろん不備でございますので、日常、常に点検をするという形で、各学校におきましては点検の点検簿というのを備えまして学級でやるもの、学校でやるものあるいは学年でやるもの、いろいろ決めまして日常の検査をやっているわけなんです。

そこで、いろいろな問題が出た場合にどういうふうにして改善をするかということとは先ほども参考人の方々がおっしゃいましたように、いろいろなケースがあるわけでございますので、私どもの指導といたしましては、佐藤参考人がおっしゃいましたように、やっぱり学校がそれに対する組織づくりというものをきっちりやって、そこにかかっています。これは直ちに学校でできるもの、あるいは学校が業者に頼んで直ちにできるもの、あるいは

は地教委まで上げなければできないもの、それを分類いたしまして速やかにその手続をとる、そういうことでできるだけ早くそれぞれの措置ができるようにという指導を現在しておるところでございます。

私どものところでも、今度国の方からの研究費をいただきまして、県としてそういう一つのモデルを、手引書をつくりましてそして各学校に配りまして、それによっていま申し上げましたような措置がどの学校も速やかにできるように指導をしているところでございます。

まだこの法律が改正されて日が浅いございますので、いまそういう意味での指導をしておるところではございますが、だんだんこういうものの制度がやっぱり理解をされて定着していくのではないかとというふうに期待をしております。

○小野明君 重ねてですが、現場では養護教諭の先生が実務を担当されておられる、いまあなたはずっとそういう御指導をなさっておられるということと結構だと思ひますが、そういう学校の施設設備の安全あるいは危険箇所というものがストリートにずっとあなたのところまで上がって来ているんじゃないか。

○参考人(足達九君) 御承知のとおり、私どもは県の段階でございますので、市町村立のいわゆる義務制の学校についてそういうことが私どもの方

県立学校につきましては、そういう施設設備に関するものは、施設課という課がございまして所管をしておりますので、そういうところへ上がってくるわけでございますけれども、いま申し上げましたように県の段階まで上がってくる予算を伴うものですね、そういうものににつきましては、私どもの方にこういう経過で上がってきたという形の合議というものがございまして、たとえば照明ですね、先ほど定時制の照明が非常に暗いというように、先ほど検査の結果こういうことであるのか、こういう改善をするということにつきましては、

書類が私どもの方にも参って、私どももそれを認識した上で改善が行われるということができるような組織になっております。

○小野明君 終わります。

○宮之原光君 時間の制約がありますから、最初にそれぞれの参考人の皆さんに御質問をみんな申し上げますから、質問が終わった後でみんなお答えをいただきたいと思ひます。

最初は、五人の参考人の皆さん方に共通な質問でございますけれども、それぞれ自分の考え方を

お聞かせいただければありがたいと思ひます。これは極論ですけれども、この安全会法ができてからって学校の現場でいろいろな指導の面に消極的な傾向が見えないでもない、こういう声があるんですが、私それほどとは思いませんけれども、せっかく安全会法というものができておりながら、特に学校の教育活動の中で体育指導の面で非常に消極的な気風というのが強く出つつあるんじゃないかとよく指摘されるのです。たとえば先ほど佐藤参考人も若干それと似たことを言われておるわけなんです。もう一つは、先ほど竹井参考人からの御答弁の中でもありましたように、子供のけがをした場合の補償の問題で、よく父母の泣き寝入りということが言われておるんですよ。私はやっぱりこれらの問題は、本来学校安全会法ができておりながら、除去されなければならない問題点を依然として解消されておらないということを示しておると思ひます。ここは、一体制度的に見て現在の安全会法がどこに制度的に問題があるとお感じになっておられるか、制度上の問題として、

そこをどこを管理の立場にある人あるいは現場で実際にそれを指導しておられる皆さん、あるいは運動をやられておられる皆さん、それぞれ私は感じられておられるの面があると思ひますので、それぞれの参考人から、まず共通の問題として、時間がありませんで簡単によろしゅうございませうけれどもお聞かせをいただきたいというものが第一問です。

第二問、次の問題は足達参考人にお伺いをしたいんですが、実はこれは古い資料ですけども昭和四十九年の日本学校安全会要覧からこう見ますと、負傷発生時の状況が、いわゆる小学校ではどちらかというと休憩時間の負傷が多いんです。中学にいきますと、各教科、道徳あるいは特活の場合に多いという大体のデータが出ておるんですが、福岡県においてはこういう傾向というのは、いま申し上げましたような全国傾向と一致しておるのかどうか。また、だとするならば、たとえば中学校、高等学校あたりは特に特活活動で非常にあるという状況等の中からどうして子供の安全を守っていくかという面での災害を少なくするところの指導というのをやっておられるか、その指導方針ですか、このことをお聞かせいただきたいんです。

いま一つは、先ほど竹井参考人からもお話がありましたけれども、この申請をするところを下をよくされるんです。そこから先ほどは父母の泣き寝入りという話がありましたけれども、言うならば制度的にこれは不審査機関というものが無い、その制度がないというのが問題点だとよく指摘されておるんですが、あなたは管理をするという立場から見るとその問題についてどうお考えになっておられるか、そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、中神参考人にお聞きいたしますが、先ほどの陳述の中で業務の適正化ということのことを言われて、業務手続の簡素化ということをしていか言われたと思うんですが、具体的にそれは何を指すのか、ありましたらひとつお聞かせを願ひたいと思ひます。

それから竹井参考人に、改善すべき問題点として、いわゆる学校通学路以外での事故の取り扱いの問題について問題を指摘されておったようですが、これをちょっともう少し具体的ににお聞かせをいただきたいと思ひます。一応それからお答えをいたしまして、もし再質問があれば、その場合にはまた若干お許しをいただきたいと思ひます。

○委員長(片山正英君) それでは、五人の参考人に御質問でございますから、いまのお答えを私から指名させていただきます。

まず最初に、足達参考人からお願いします。

○参考人(足達九君) 第一点の御質問でございますが、安全会の制度ができてから教師の体育活動に対する指導その他に消極的になったんではないかということの御発言がございまして、それに関連して、それは制度上どこに問題があると思うかという質問でございますが、この件に關しましては私もはっきり制度的にどこに欠陥があるからそうなったんだということはどうもお答えできないわけでございますが、むしろ先ほど佐藤参考人からもおっしゃいましたように、この制度ができてそういう体育活動が十分やれるようになったというお話がございましたので、私もそのように感じておるわけでございます。

ただけがをさせたりあるいは非常に不幸な事故として死亡があったりというような場合に、非常に父兄その他の方からいろんなことがありまして、つい消極的になるということはないのかというところでございますが、それはあるうかと思ひますけれども、この制度がなかったというのを考えますと、それ以上のものがあるであらうというふうに私は思ひます。したがひまして、この制度の中のどこをどうすればそれがなくなるのかということについては私にも実はわかりません。ただ、先ほど参考人の方々がおっしゃいます中に、補償を迫られるということが非常にこわいというようなお話がございましたけれども、これは制度上、学校の先生方は教育委員会の職員でございしますから、万一そういうことがございましたらもろにその先生にそういうものがかかってくるということとはございませんし、当然設置者でございします教育委員会がその責めを負うわけでございますので、そういうことを理解していただきますならば、そういう御心配を先生方がなさる必要はないんじゃないかというふうに思つておる次第でございます。

二番に、私に、小学校では休憩時間にけがが多いと、それから、中学校では教科の時間に多いのではないかということですが、福岡県におきましてもおっしゃるとおりでございまして、小学校におきましては休憩時間のけがが約二四・八五%でございまして、一番多うございます。それから、中学校におきましては運動中ということとでございますから、これは体育教科、並びにクラブ活動を含めましてでございますけれども、これは五四・六%でございます。したがしまして、おっしゃいましたとおりであるということでございます。

それでは、そういうことに対してどういう指導をしておるかということでございますけれども、私どもは休憩時間の安全指導あるいは体育教科中の安全指導、あるいはクラブ活動の安全指導ということで、教科指導なり何なりの指導の教案、そういうものの中に必ず安全ということを加味して、それではどういうふうに安全の面から指導するかということとをそれぞれ教案の中につくっていただくというようなことを、研究指定校その他そういうところで体育の研究指定をやる場所はもちろんのこと、安全の研究指定をやる場所はもちろんのことでございますが、そういうところを通じてそういうカリキュラムのつくり方というふうなものを指導いたしまして、さらに手引き等をつくりまして、安全にそういう体育活動ができるようにあるいは休憩時間の過ごし方ができるようにというふうなことで指導をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長(片山正英君) 次に、中神参考人。——ちよつとその前にお願ひしますが、大變時間が制約されておりますので、一分半ぐらいで要領よくやつていただくようにお願ひします。

○参考人(中神暉子君) 最初の質問で、安全会法ができたにもかかわらず消極的であるということ、ちょっと私最近の例ではないんですけれども、少し古い事例ですが、私の友人が、やはり夏

休みの水泳中に死亡をされた経験を二例くらいお持ちだったというふうに聞いておりますが、やはりこういう事故がありますと、非常に刑事さんからいろんな方が見えて克明に調査をされるということで、絶対にそういう事故のようなのは起こしたくないということを、非常に強く言われたことはあります。ちょっと後でまた思いましたらお話ししたいと思います。

それから、二番目の業務手続の簡素化ということでは、業務というのは簡単に申し上げますと、まず、子供がけがをしまして医者にかかった場合に災害報告書を書きます。これは学校で書くわけですが、どういう状況でけがをしたかということで詳しく書き込みます。それと同時に、外科医にかかった場合、それからいわゆる骨接ぎさんにかかった場合、それから保険を使ったかどうかということである種類の用紙がありましてそれを見分けて証明書をつくるわけですが、その証明書を区の教育委員会を通して安全会に出して、戻ってくる場合にまたそのお金が教育委員会から学校に来て、学校からまた父兄にお金を渡すわけですが、学校によっているいろいろなやり方があると思うんですが、そういった形で学校を常に經由しますので、金銭のやりとりですらきちんと帳簿をつけなきゃいけないということは責任上あるわけですが、私たちが共済給付であれば学校で証明をして、こういうことでけがをしましたということでお医者さんの証明をつけて出したら、直接やはり教育委員会を通してまた学校を通して家庭へやるんじゃないかと、直接安全会の方から銀行を通して振り込んでいただくなり、いろいろな簡単な方法ができますので、もう少し事務手続上簡単な方法を検討していただけないかなあというふうに日ごろ考えております。

○委員長(片山正英君) 次に竹井参考人、同じく簡明にお願いします。

○参考人(竹井紀代君) 最初の方の質問につきましては、私も前任校ですけれどもこういうことがあったわけです。それはうちの学校じゃなく

て、たまたま校長さんがこういうことがあるからくれぐれも気をつけるようにということ、ある学校で遠足に行きまして、それで何か川のそばに木がありましてその木にぶらさがっていて、それでその木が折れて川の中に落ちてしまったと、そういうことでそのときに教師が生徒たちをどきまできちっと掌握していたかというか、監督してたかということがかなりそのときに問題になったというふうなことで、十分気をつけてほしいというふうな話が出たときに、やはり教師も人間ですから三百人近い生徒を一人一人監督するわけにいかないし、やっぱりつい目を離すという場合があるわけですね。だからそういうところまで責任を問われると非常に教師自身がどうしていいかわからない。だから常にやはりその辺の気を使うというところで消極的になるということとは多分あるんだらうと思います。それは一つの例ですけれども。ただ、私がいま高校に来まして、高校の場合は生徒自体も体が大きいということだとかもろもろのことがあるんだと思いますけれども、一々そういうことを気にしていたら何もできないというふうなこともあります、かなりその辺については余り気にしないで日ごろやるみたいなどころは大小中学校の義務教育とは違うような部分は感じています。ですから、最終的には国が補償する制度ができれば一番いいんですけれども、いまの学校安全会法がいろんな点で先ほど言いましたように不備な部分があるし、事務的な部分でわれわれ自身がかなりめんどうくさい部分があるわけで、その辺の事務手続上の処理問題ですとか、たとえばいま二千五百円以下は出ないんですよね、最低二千五百円以上じゃないと出ないわけです。ですから、結局かなり二千五百円以下となりますと限定されますし、そういうもろもろの問題がありますので、その辺の不備な部分を早急に改善していただきたいということがあります。

それから二点目につきましては、これは多分定時制の関係が大きいんだろうと思いますけれども、いわゆる通学経路以外での事故の取り扱いと

いうことで、先ほどもちよつと言いましたけれども、定時制の生徒が自宅からまず職場に来まして、職場から学校に行くわけですね。たまたまその職場が休みだから自宅から学校に行くとか、それから逆に職場から一度自宅に帰って学校に行くとか、そういう三角点で行ったり来たりする部分についてはいまのところ認められていないわけですね。ただ、たとえばきょうは会社が休みだから自宅からちよつと外に出てそこから学校に行くとか、それから職場からちよつと荷物をどこかに運ばなきゃならないからそこに運んだついでに今度学校に来るとか、いろんな通学するルートがあるわけですね。そういう形で正規に定められた経路以外の場合は、一応その安全会の書類を提出するときに通学経路のいわゆる図面を添付するわけですね。それがやはり正規の通学経路じゃないと認められないというところで、定時制の生徒の場合にはいろんなところから通学するということと、かなりそういう正規以外は認められないというところとでいろいろ問題を起しているところがあるということですね。

○参考人(井井登文君) いまの第一の御質問ですけれども、学校安全会ができてからというふうには言えないと思いますが、もともと学校安全会というのは学校災害が非常に多いので、それで教育を円滑に行うために学校安全会ができたのだと、そして給付を行うようになったのだというふうに思いますけれども、学校安全会の給付は非常に短い間に引き上げられてきましたけれども、先ほど言いました近野光正君なんかは一生全身不随になって、安全会から給付されたのは三十七万円なんですね、十年ほど前なんですけれども。それで、これは五年ぐらいたったのです。ですから、非常に給付が少ないためにどうしても裁判を起こさなければならなくなってくるということがあります、非常に学校災害に関する裁判がふえてきたということがあります、先生としては、それは個人が賠償することじゃなくて、た

とえば国家公務員の場合は国家賠償法を使ったりあるいは子供同士の事故の場合には民法の七百九条とかいうのでやりますと、相手側がこういう過失をしたよというのを立証しなければならぬ勝てないわけですから、そういう法律を使つて裁判をやりますと親の方も立証するのは非常に苦勞するし、そして先生の方としてはどうしても裁判で負けないうためにいろいろやらなきゃならないというふうな事態があらわれて、これが教育の萎縮を招くということに非常になってくるということですね、私どもはやはりそういうことがないように無過失責任制の学校災害補償法をつくってほしいのだということをおっしゃいます。

それから制度上の問題として、泣き寝入りすることもあるのではないかとこのことですけれども、先ほど申しました学校安全会の請求が管理者を通じてやるということと、適用されるものがさねなかったり、なるべく学校事故が少ない方がいいと見えましてなかなか安全会に申請がされないというふうなことがありまして、やはり学校の設置者のところから安全会給付がされるという制度というものはちよつとまづいじやないかなというふうな制度上の問題では思います。

それから、先ほど医療給付の五年打ち切りとか、それから事故が発生してから二年以内でやらなければ全然資格がないというふうなことになるてしましますので、少しトラブルがあるとすぐ二年ぐらいたつちやって全然申請できなかったというふうな例もございまして、やはり制度上の問題はあつたのではないかと、こういうふうに思っています。

○委員長(片山正英君) 次に、佐藤参考人。

○参考人(佐藤勲君) 先ほど足達参考人もおっしゃいましたけれども、安全会法ができて指導の面に消極的になったというふうなことは、むしろ五十三年度以降の学校安全給付に関する水準が高くなつてから積極的な取り組みも見られたのではないかとこのように私は理解をしております。本来、体力体力の向上というものは、まず学校の

体育の授業を大切にすることで効果的な指導法など職員の実技研修等を通して行ったり、あるいは休み時間を利用した業間体育の中でも、授業中で緊張していた気分をほぐすためと、あるいは子供と子供同士、子供と教師とが触れ合いを深めながら体力を高めていくというふうなことから、年々盛んになってきている傾向も見られるのでないかなというふうに思われます。私は、一人一人の子供を十分に理解をした上での教師側の配慮をしっかりと持てること、そして学校全体の組織の中で未然に事故を防止していくという方策を十分練るということが大切なことであると思ひますし、そういう面から先ほど事故を未然に防ぐというところから学校安全会の大きな事業であります学校安全の普及充実ということを強くお願いしたいところであります。

○田沢智治君 私は、佐藤参考人、井井参考人、竹井参考人、中神参考人、足達参考人の順序で、個々の方々に具体的に御質問いたしたいと思ひますので、適切にお答えいただければと、こう思ひます。

まず佐藤参考人については、あなたが、学校教育の目的、使命は児童生徒を心身ともに健全に育成するところにあると申され、私も全く同感するものでございまして、そこで、たくましい児童生徒を育成するためには、子供の体力に応じた教育計画を慎重に立てて事故のないように努力するというのが当然ではございまして、教員が災害、事故のみを恐れて萎縮する教育活動をした場合、この目的、使命の達成というものは私にはできないと思ひます。

そこで、調和のとれた教育活動をするということになりまして、教員が安心して教育活動ができるために、昭和五十三年度においては災害共済給付内容の大幅な改善が相なつて非常にプラスになったというお話でございまして、私も、教育の現場を担当している者として、確かに災害補償給付額の引き上げというのによって先生方が安心して、反面において積極的な教育活動を推進するこ

とができたということは疑いない事実でござい

す。そのほかに、どのような点をどのように改善した

たかもつと内容の充実が図られるとあなたはお考

えですか、率直な御意見を伺いたいと思ひます。

○参考人(佐藤勲君) 先ほども、子供の体の様子というふうなことでいろいろ例を挙げましたけれども、やはりいまの子供たち、厳しさに耐えていくことができない、それから恵まれた物資の中で何でも与えられるというふうな甘えた生活、そのような面が強く感じられるわけですが、また非行の面と結びつけて考えてみましても、私どもがやさしく一人一人の子供を十分理解して指導に当たることがもちろんですけれども、あるときには厳しくしる勇氣、こういうものも必要だろうと思ひます。同じように体力づくりの中でも、苦しさに耐えさせていけるような場面というものもつくり出してやる必要があるのではないかと思ひます。そのためにはまだまだ現場の中で、あるいは専門的な知識を持った人などの指導を受けながらそういう計画を立て、実践に移していく必要があるだろうというふうに思ひます。

○田沢智治君 ありがとうございます。

次に、井井参考人にお伺いしたいんですが、安心して児童生徒が学校教育環境の中で楽しい充実した学生生活ができる、これはもう私たちが努力しなきゃならぬ課題だと私は思ひます。しかし、現実の学校教育環境を見たとき、あなたが御指摘されたように、運動場でのけがが多い、校舎内での廊下でビニール敷きになって滑つて骨折したりけがをしたり、校舎の壁がコンクリートのためにすり傷が絶えない児童がたぐさいるという現実には好ましい教育環境とは私は思ひます。しかし、たとえば校舎内にじゅうたんを敷いても転んで骨を折る人もいないとは限りませんし、そういう弊害というものを反面において克服するという意味においては学校での安全教育の果たす役割の大きいものであると私は思ひます。

そういう意味において、学校での安全教育の普及啓蒙等についての必要性についてあなたほどのようにお考えになられておられるか、お聞きしたいと存じます。

○参考人(井井登女尾君) 学校での安全教育ということは当然大事な、必要なことだと思います。それで、学校では人の体の仕組みをよく教えた

り、そしてこういうことをしては危ないとか、そういう注意義務をもっと十分に果たすとか、そういうような教育をすることは当然必要だと思ひますけれども、子供というのは非常に大人と違ひまして冒険心があったり、そして事故を引き起こす例なんかを見ますと、大人が考えないようなことを子供はやるわけですね。廊下の下を同級生が歩いているのに、ここ何段跳べるよというので五段ぐらい飛びおりて、その子供に飛び乗っちゃったというように、PTAからどうしたものだろうという御相談を受けたこともありますが、そういうことを、子供がそういう冒険心、好奇心、それから非常に不注意ということでもやりやすことを全部禁止するということもこれまた間違っているかと思ひます。そういう点ではやはり子供の安全教育について十分学校でも教えていく必要があると思ひますし、何といひますか、先ほどから指摘されております子供の体が非常に変だということについても、その子供自身がそのことをよく承知することによってやはり意識的にきちっと治していくことができるということで、こういう教育も大いにしなければいけないんだというふうに思っております。

○田沢智治君 次に、竹井参考人にお聞きしたいんですが、定時制生徒の生活実態を具体的な事象を挙げられてお話しされましたこと、私も非常に関心を持ちました。

そこで、定時制生徒に対してはかなり配慮しなきゃならぬ問題点が私はあると、こう認識したんです。

その第一に、通学コース等についても、家から真つすぐ学校へ来るというんじゃないなくて、職場と

いうものを媒介して学校へ来るとなれば、多様な仕事の関係でいろいろな通学方式があるかと存じます。ですから、通学コース等の問題を含めて、災害補償認定等については私は一段の配慮をやはりすべきであるという点について認識を深めました。

それからまた、生徒の経済的な生活実態に比して掛金はわずかだと言ふ人もおるかと存じますけれども、掛金等の免除措置等も検討する余地はあるのではないだろうか。災害共済給付についての事務の簡素化等も当然やることによって、特に定時に通つておる生徒そのものの心情をさらに教育的に温かく迎えてあげる、これがまあ学校の一つの環境づくりの基本だろうと、私はそう思っております。

ですから、これが災害補償的な次元での法制ではなくして、やはり学校健康会という一つの特殊法人というもののの中に立つて、社会的福祉救済ということじゃなくて、教育的配慮というもののの中に運用されていくとするならば、こういう問題を具体的に取扱い扱う余地はある。ですから、社会的な次元の共済補償みたいな災害補償的なものを持つていくとすると、特殊の事例というものの扱いに対してはやはり私は抵抗があると思ふんです。ですから、今回のこういうような実態を見たときに、定時制の生徒に対する教育的配慮というように、その必要性、さらにこういう点をこう改善してもらったとするならば定時制の生徒はこういうような形で、充実し希望を持った学校生活を送れるんだというようにお感じを持たれておるのではないかと存じます。その点二、三あればお話を承りたいと思ひます。

なお、私の考えに対してどうお考えになられるか、お聞かせいただければありがたいと思ひます。

○参考人(竹井紀代君) 先ほどちょっと言い落としたんですが、通学経路の中に——通学経路というが、通学する手段としてバイク通学を認めている学校がかなりあるわけです。うちの学校

なんかもそうなんです。といいますのは、結局職場が大体五時に終わって、学校が早いところでは、うちらなんかも五時二十分に始まるわけですね。で、その辺少し遅く始める学校なんかもありますけれども、大体会社者が五時で、二十分ぐらいで学校に來なきゃならぬ。そうすると、歩いてきたり電車とかバスとかというところで時間がかかるから結局バイクを認めているわけです。そうしますと、バイクによる事故が物すごく多いわけなんです。結局バイクの事故は交通事故になりますので、そちらの方との関係がありまして、そちらの方の保険で出さなきゃならぬと安全会からはかなり適用されにくくなるわけです。その辺の状況はケース・バイ・ケースで出る場合もあるんですけれども、かなりその辺でいろいろまた問題が浮かび上がってきた、特に交通事故というか、バイクでの事故ということは学校でもそういう意味でも頭を悩ますわけです。まあバイク通学をやめれば一番その辺はすっきりするんじゃないかと、いままお話ししましたような事情で、やはりバイクというものは生徒にとっても必要な手段というところで、だから、その辺の安全教育というんですか、そういうものにつきましましては各学校それぞれいろんな形で行われているわけですが、そのあたりも、うちらなんかも最近何件かありましたけれども、安全会と絡ませながら非常にさまざまな問題を抱えているわけです。

それから、定時制の問題といひますと、とにかくすごくいろいろなことがあるわけ、私も、第三者的に見ていた状況と、中学校から定時制の中に入つて見た状況と全く違うということで、びっくりすることばかりだったわけです。

とにかく私たちのイメージとしては、いわゆる昔の勤労学生みたいな、働きのながら学ぶ勤労学生みたいなイメージでずっと見ていたんですけれども、全日制高校の教育の中身の問題とも関連しますけれども、何ていうんですか、体の調子が悪くて病気を抱えていたり、障害を持っていたりしてなかなか昼間の通学が困難なために、辛うじて定時制だ

つたら通えるというところで定時制に通っている生徒が最近ではかなりふえてきています。それから、登校拒否を起こして昼間の学校には行かないけれども、定時制だったところにかく何とかその辺で生徒の方も通学するとか、そういうことでもかなり定時制生徒の中身が、昔のいわゆる勤労学生というところからやはいいまの定時制教育というものがかなりいろいろの問題を抱えてきている、そういうものが物すごくあるわけです。そういうことと逆に、今度はそういう勤労学生というが、定時制生徒が減つていつている現象もありますし、その中で、生徒数は少ないけれども、その生徒の抱えている問題は非常に大きい。そういうところを私も再認識させられましたし、ただ外から見ていると人数が少なくて、あんな少ない生徒で電気をこうこうと使つてもったいないみたいなことがよく言われているんですが、やはり昼間学べないために夜必死に学んでいる生徒がいっぱいいるわけですね。とにかく四年間、昼間よりも一年多いわけ、ほとんど最初一年目なんか結構なくてやめちゃう生徒がいるんですけれども、それでもとにかく四年間がいろいろ切るとにかく卒業証書を手にして巣立っていくときの生徒の顔というのは私なんか忘れられないんですけれども、やっぱりそういう非常に矛盾を抱えた中でいまの定時制教育があるというところ、そのあたりをもう少し皆さん方が再認識されて、その定時制教育の必要性みたいなところをぜひ視点に入れながら考えていただきたいというところで、ちょっと質問から外れたかもしれせんけれども、長くなりましたので……

○田沢智治君 よくわかりました。

次に、中神参考人に二、三お伺いしたいんですが、最近精神面に問題を持つ児童生徒がふえている、私はこう認識しているんですが、参考人の学校ではどのような状況にあるか、まずお伺いしたいんです。そしてまた、そのような児童生徒に対してどのように対応されているか、あわせてお答

えいだければ、こう存じます。

○参考人(中神暉子君) お答えしたいと思うんですが、心に問題を持った子供というのが多いという事は言われていまして、私の学校では幸いにそんなに多いというほどはいままでないんですが、確かにことし三月卒業したお子さんが一人います。たびたび保健室に来るんですね。去年の秋でしたか、五年生のころからときどきは来ていたんですけれども、どうもちよいちよい来るんです。どういふことだろうな、確かに引いたとか頭痛が痛いとかそういう理由で来ますので、勉強の状況はどうなのかというふうに考えますと、どうも担任の先生としくりいってないとか、それからお友達や教室の中にいないような、いろいろ調べてみますとそういうお子さんだったわけですね。

去年秋に一週間も続けて連日来られましたので、たまに来るときは私は余り先生にストリートに、ちよいちよい来ているんだとちよつと言えないような状況がありましたので、私のところでは何とか回復させて教室へ送りたいというようにことをやっていたんですけれども、余りたびたび来ますので、担任の先生と話し合いました。いろいろ聞いてみますと、いろいろ学級の中で問題のあるお子さんだったという事が後になってわかったんですけれども、そういうときに周りの子供たちも余り保健室へ来るとか、それから教室の中で班学習のような形でやられている学級経営の中で、班長さんがいて課題を出されて、その班でどんどん勉強してやっていたかなきやらないんだけれども、十分学力がないとかいろいろな面で班の成績にかかわるので、班長からいろいろ言われるんでそれも嫌になって、何かちよつとできないと、ぐあいが悪いとか、保健室へ来ていたりそれから休んでしまったりということがたびたびありまして、その後私の方も、きょうはこういう理由で来ているんだということと担任の先生と話し合いました。それから同じクラスのお子さんが迎えに来たことがあるんです。で、その子を囲みまして班の

子が、あなたもつとつかりしなきやだめじやないの、こうやって言います。そうすると子供はますます萎縮するわけですね。その中のリーダー格の子をちよつと一人呼び出して、確かにぐあいが悪いって来ているんだから、いろいろ責め立てるのはいいんだけれども、しつかりしなさいというのはいんだけれども、いまの状況ではちよつと余りそういうふうな酷に言うことはかわいそうなので、もつとやさしく——悪いところや欠点ばかりを言っていくんじやなくて、何かいいところを見つけて励ますような形にしたらどうかしらといて言ったことがありましたけれども、その後その子は余り保健室に病氣だと言ってこないで、何とか立ち直って中学で学習を続けてもらえんことをいま祈っているわけなんですけれども、非常ないろいろな学級経営との関係もあったり、子供の環境があったりして、ちよつと余り詳しいことはここで申し上げられないんですけれども。

○田沢智治君 二番目に、あなたは大変よく勉強なさっているすばらしい本をまゝとめておられる。私も大学で学生相談室長をやっておりましたので、多くの学生を扱ってきた関係でカウンセラーの養成を初めいろいろ勉強してきたので私も大変興味を持っておるんですが、特にこういう資料を見ますと、児童生徒の災害、事故が多い。子供の健康管理についても課題が私残っていると、基本的にはやはり学校と家庭との協力がなければ、こういう問題が減少していったり、実態的に児童生徒の心を救済していくという事はなかなか私はむずかしい、こう思っておるんです。

そこで、参考人の学校では家庭に対して、そういうようなけがをしたり、事故を起こした者あるいは内臓の疾患があるような子供に対してどういふような働きかけをなさっておられますか。具体的になさられたケースがあればお聞かせいただきたいと思うんです。

○参考人(中神暉子君) 実は私の学校では身障学

級の併設学級がありまして、十四人の身障者が一緒に勉強している学校です。そういう状況の中で、いろいろな障害を持った子とか、それから健康上問題のあった子で一番印象にありますが、ことし卒業しましたが、フアロー四徴という心臓病の一番重症な病氣を持った子供がいました。もうその子供に対してはいつでもというんでしようか、担任も私もそれから全体の先生なんかに、普通ならちよつとブライバシーの問題があるからその公の場では申し上げないんですが、特にフアロー四徴というのは四つの徴候を持った一番重症な心臓病なので、昔は生きられなかった子なんです。いま医学が発達しましてそういう子でも学校教育を受けているわけなんですけれども、そういうお子さんですから、いつどういふことがあるかわからないという事で、全部の先生たちに毎年——先生たちも運動してかわりますので、こういう子がいます、何年何組にいますのでという事で、事故があった場合にはどういふふうにして下さいという事を常に申し上げて、重症の場合はいつでもだれでもが対処できるように形にはしております。

あと軽度の場合は、やはりブライバシーの問題もございまして、そのクラスの担任の先生、それから親との連絡、それと高学年になってきますと、やはりクラブとか子供の委員会活動とか、担任外の先生との教育がされるわけなので、そういう関係のある先生には、こういう状況があるので配慮していただきたいという事で、もし何かあったときには担任、家庭、全部連絡をとっていただくようにという事で、やっぱり一番肝心なのは校医さんなんです。校医さんに、こういう子供が何人います、こういう状況ですというのはいつも頭に入れておいていただいて、いつでも学校から要請があったときにはおいでいただきたいという事で、大変一生懸命やってくださる方なので、こちらから何かあった場合はすぐ学校へ来ていただく、そうして御自分でできない場合は病院を紹介して処置をするというふうなことをやっ

ております。

○田沢智治君 なかなか愛情を持って児童生徒に接するといふ中で行き届いたことができないというのは学校教育という制度の中におけるやはり私利点だと、こう思わしてもらいました。

最後に、足達参考人に私二、三お聞きしたいんですが、近時、特に児童生徒の体位は、先ほどのお話のように年々向上しているが、体力が非常に落ちてきている。学校生活の中で骨折事故は私に調べましたが、昭和四十一年では四万四千四百件、昭和五十三年にはどうなったかという、八万二千六百件といつてちよつと倍の骨折事故になっているんです。負傷事故はどうかという、昭和四十一年では十八万七千八百八十件、五十三年にはどうかという三十四万四千三百八十件、これは一・八倍になっているわけです。これは小学校です。

じゃ中学校ではどうかという、同じようなもので、四十一年では骨折事故四万三千八百六十件、五十三年には六万八千二百六十件、これは一・六倍になっています。負傷事故はどうかという、四十一年は十七万五千二百二十件、五十三年には二十六万三千件といつてこれは一・五倍になっています。

こうして激増しているという実態、また、児童生徒の健診では心臓病や糖尿病、腎臓疾患などが発見されるに及んで、戦後の児童生徒の疾病構造の変化がかなり私は起こっていると思うんです。これに対して、保健課長をなさられ長い間研究されておる、医学博士でもある足達先生において、学校保健行政のあり方等が今後の展望の中でやはり問題になるのではないかと、私はこう思うのでございまして、この点のようにお考えになられておるかまきお聞き申し上げたいと存じます。

○参考人(足達九君) 子供の病像の変化という問題でございますが、先ほど私、教員保養所という先生方の結核療養所の所長をしております、四百名が二十名になったというふうなことで、教育

委員会の方に職を置くようになったんですが、そのような大変な変化というものがここ数十年の間に起こっているわけですね。したがって、子供たちの学校保健で取り扱う子供の病気の対象というものは、やはり昔は結核であり寄生虫であり、あるいはトラコーマであったわけですが、現在はそういうものはほとんど皆無に近くなっておりまして、近視であるとか瞼炎であるとかいうことがいま問題になっておるわけです。そのほかにやはり伝染病として一番考えなければいけないのはウイルス性疾患でございまして、毎年定期的に起こってまいりますインフルエンザの流行であるとか、あるいは風疹であるとか、あるいは流行性角結膜炎であるとかいうようなウイルス性疾患の蔓延ということはやっぱり十分考えていかなければならないというふうに思っています。

それともう一つは、昔であればそこまで手が回らなかったということも言えるかと思えますけれども、検査をしてみなければ発見できない病気、そういうものがいまは手厚いような検査をするということによって発見できるようになったということがあります。したがって、それで心臓病というものが出てき、腎臓疾患というものが出てくる。そしてその出てきたものをどう管理していったらいいのかという問題は、先ほど一例を中神参考人が言いましたような形で管理もしていくということになったことが一つです。

それからもう一つは、機能的な疾患と申しますか、先ほど私が申し上げましたように、起立性調節障害であるとか、あるいは子供の糖尿病であるとかそういうふうな体の機能、これは多分に運動不足というふうな問題から来る機能の低下ですね。その機能を高めることが環境的になかなかできないとかいうような問題から来るそういう疾患ですね、そういうものが一つは出てきた。それから三番目には、やはり先ほどからお話になっております子供たちの心の健康の問題という

のがいま重要な問題ではないかというふうに理解をしております。しかしながら、そういうものの中で現在最も私たちが力を入れておりますのは、やはり心臓疾患、腎臓疾患、これの早期発見とそれから十分な管理であるというふうに理解しておるわけでございます。これは文部省あるいは日本学校保健会等におきましてこの問題に多くの予算を出していただきまして研究をしております。おかげさまで私の県では小学校は全員省略心電図から始まる心臓検診、それから中学校におきまして現在約四分の一の市町村において全員省略心電図ということができております。

それから高校におきましては、これは私どもの直接の担当でございますけれども、県医師会の中にメディカルセンターをつくりまして、そこにコンピュータを置きまして県立高校四万五千人、それから私立高校二万五千人、合わせて約七万人の全員省略心電図を全部公費負担でやるというふうなことを五十五年度から始めたわけでございます。そういう施策をやっているわけではございません。しかし、いままでではそういうものに対するやり方というのは、やっぱり専門医でございまして学校医さんを中心にしていうことをやってきたわけでございまして、今後そのことを非常に重要ではございまして、そのパラメディカルというメディカルセンターでございまして、あるいは専門医療機関との連携によってそういうものをきっちりとやっていくというふうな方向転換といえますか、考え方を變えていくというふうなことが必要でないかというふうに思っています。そのためにはそういう関係団体の理解を得て、そしてそこにある程度の投資をしながら、うまく子供の健康管理ができるという体制を今後ともっとやっていかなければならないんじゃないか、というふうに考えております。

○田沢智治君 現実非常に複雑怪奇といえますか、多様化時代ですから世の中も多様化して児童生徒の心の問題も含めて安全会の充実強化というものを図らなきゃならない、私はそう理解したのでございますが、特に児童生徒の疾病構造の変化の要因についていろいろ原因があるかと思えますが、戦後の貧しいときには糖尿病になる人なんかほとんどおられない。最近非常に食生活が向上した結果高カロリーのものを偏って食べ過ぎる、こういうような意味において、やはり自分の体に合う食生活はどうあるべきなのかということも考えながら生活しなければだめだと思ふんです。私も少し太っているので糖尿の気があるんじゃないかと人は心配してくるんですけども、おかげさまで私は自分の健康は自分で管理しておりますので糖尿病は一切ございせん。

そういう意味で食生活の問題というのがやはり児童生徒等について大変問題があるのではないかと、この辺のところについて先生いかがでございますか。

○参考人(足達九君) 私たちが生きていきます上の基本は、やっぱり食べるということと寝ることとそれな休養と――寝ることは休養でございまして、運動と、この三つがやっぱりそろわなければ生きていけないんじゃないかと思ひます。その基本になるのが食べ物でございまして、先生がおっしゃいますように、やっぱり好きなものを好きなだけ食べる、あるいはバランスを崩して食べると、食糧が非常に多いために好きなものが自由に食べられるということが、いま先生がおっしゃいましたようなことに関連があるんじゃないかというふうに思ひます。したがって、やっぱりバランスのとれた食事をするということではないかと思ひます。

バランスのとれた食事とは何ぞやということになりますけれども、それはたん白と脂肪と含水炭素とその他ビタミン類ですが、バランスがとれると、大変むずかしいことを言ひますけれども、要はいろんな種類のものを食べるということでございます。まあ大体私どもは一週間に七十種類以上の食材料を、変わったものを使えということをして、基本に指導しておるわけですが、これは

七十種類なんというのははだれでも食べているように思ひますけれども、実際にやりますと全く七十種類に届かない人が半分以上おるわけでございます。そこら辺の問題があるわけですが、したがって、そこら辺はいわゆる学校給食指導の中でそれをやっていかなければいけないんじゃないか、そしてよい食習慣をつけていくということが非常に大事だと思ひます。

○田沢智治君 これ最後になるんですが、いま食生活の多様化、やはり児童生徒そのものの健康の維持向上を図るということにおいて、私はやっぱり学校給食というものの充実強化というものが当然叫ばなければならぬ、特に家庭と学校との連携が必要とするならば、母親等が学校給食にも積極的に参加する道を開いた現在の学校給食の運用方法であるというふうに私は認識しております。そういう意味で家庭生活の中にも児童に合った食生活がやはり普及浸透するということが当然私は求められてしかるべきだと思ふんです。そういう意味において、これは高度福祉社会を担う青少年がだんだん少なくなってくるから、一人が四人ぐらいいしよわなきゃならないということになるとするならば、もっとたくましい人間、健康な児童を養成するというのは私は時代の方向だと思ふんです。そういう意味において、学校給食と安全会がばらばらな状態で行政的にばらばらやるんじゃないか、これをやはり一体的な次元の中で学校健康会法というものの機能をきっちりと整理整頓して、所期の目的の達成というものをもし図つたとするならば、そういうものも含めて教育的な個々の生徒児童に配慮しながら、私は、働く者に対してはそれなりの温かさ、心の病を持った人に対してはそれだけのぬくもりさ、そして、健康な者としてじゃない人も同じ生徒児童という次元の中でお互いに助け合ひていくということが私は学校教育じゃないかできない一つの要素だと思ふんです。そういう意味において学校給食会と学校安全会が一つになって健康会という特殊法人を設立して、その充実強化を図りたいという考えに対して、

一言でもよろしゅうございますが、先生の所見があれば所見を聞かせていただきたいと思ひます。

○参考人(足達九君) いま先生がおっしゃいましたとおり、私も同感でございます。そのことを先ほどの陳述の最後に申し上げましたので、これ以上申し上げることはございません。よろしくお願ひしたいと思います。

○田沢智治君 以上、終わります。

○柏原ヤス君 与えられた時間が三十分でございますので、十問くらいお聞きしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最初に足達参考人にお尋ねいたしますが、先ほども問題が出ておりました学校災害は施設設備の不備といったことから起こる問題が非常に多い。そこで、実際に起こった災害の事例から施設設備の改善にどうこれが生かされたかと、これを足達参考人が実際に当たられた事例がございましたら、具体的に説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(足達九君) そういう個々の問題についてどうこうという事例を一つ一つ思ひ出すのはなかなか大変でございますけれども、最近の例でございますと、やはり学校の中に側溝というのがございまして、そういうところで、そこに水が流れたりなんかするというような場合に、非常にそこで事故が起こりやすいわけですね、その溝の中におちたりなんかいたしまして、そういうときに普通、学校の建設のいわゆる基準というのがございまして、その基準の中ではそういうところのふたをするという基準にはなっていないわけですね。しかしながら、そういう事故の現状から見ても、やっぱりふたをしなきゃならぬというふうなことで直ちに側溝にふたをしたというふうな、そういう事例はございます。

その他のいろいろあるんだろと思ひますけれども、ここにいろいろの資料を持ち合わせませんので、いま思ひ出したことだけを申し上げます。

○柏原ヤス君 もう一問お願ひいたします。

学校安全のために福岡県として独自の施策をとっておられるかどうか御紹介いただければ結構だ

と思ひます。

○参考人(足達九君) 独自の施策とおっしゃいますと、どういふことが独自になるのかよくわかりませんが、学校安全会の研究指定校というのは、これはすべての都道府県に必ず一校というわけにもまいらない数であると思ひますけれども、私どもは必ず二年の研究指定期間でございますけれども、毎年必ず一校は指定して研究をさせるというふうなことに、ここにもちよつと持つてきておりますが、学校安全、これはどこでもやっておりますけれども、学校災害の実態というの毎年毎年克明に統計をとりますので、どういう種類の災害があるか、どういう場所で災害が起こるか、それから死亡事故、その他重傷な事故はどういうことでどうやって起きたかというふうなことをパンフレットにいたしまして毎年発行をしております。

その他のいろいろあると思ひますけれども、独自と言えるかどうかよくわかりませんので、以上二件だけ御紹介させていただきます。

○柏原ヤス君 次に中神参考人にお聞かせいただきたいと思ひます。最近の子供たちの健康異常、いろいろ原因があると思ひます。そこで、子供たちの健康を守るために家庭との連携協力、これが非常に必要だと思ひますが、この点中神さんの小学校ではどのようにしていらつしやいますか。

○参考人(中神暉子君) 私がやりましたことは、いまの学校に私ちようど五年目なんです、転勤しましてなかなか学校の雰囲気になれませんが、どうしようかしらというところで、いわゆる職員室でもなれないし、親ともなかなかコンタクトがとれないしというところで悩んでいたんですけれども、たまたま昨年は私が希望しましてPTAの教養部へ入りました。そのお世話をして下さる講演会や何か開催したんですけれども、三学期にぜひ私の話を聞かせてほしいという御希望がありまして、それで、私は余り話うまくないんですけれども、承知しまして二時間ほど最近の、いまの学校へ来

てからの私の体験したこととか、それから私自身健康についてどう考えるか、それから、私は子供が二人おりまして、もう二人とも成人式済みしました年齢ですから母親としての経験もありましたので、若いお母さんに対しては子供を育てた経験というところをお話ししまして、なかなかよく聞いてくださいます。私もよつと最初恥ずかしいと思つたんですけれども、四十人ほどの方が集まつてくださつて、とてもいい話だったから毎年お願ひしますというところで終わつたんですけれども、またこれを機会に私も積極的にお母さんたちといろいろ話ししたいと思ひます。

あと、ごく最近ですけれども、PTAの教養部の本を買うお金があるから何を買おうかと言われたときに、たまたま私はぜひお母さんに読んでほしい本というのがありましたので、七、八冊いろんな最近出た新しい健康問題の本を買つてPTAの図書室に置まして、皆さんに読んでいただくような方法をとりました。それからあともう一つは、学校便りといつて毎月学校から家庭に流すものがあります、前の学校では毎月必ず私は原稿を書かされたんですが、いまの学校では積極的に原稿を入れないとなかなか入れてもらえないんです、その中で私なりにまとめたものを家庭に配つて読んでいただいて、後で書いたものをどうだったかって感想を求めますとなかなかそれは参考になるといふことで喜ばれておりますので、できるだけコンタクトをとりながらお母さんたちと一緒に子供のことを考えていくようにやっております。

○柏原ヤス君 次に、中神さんと竹井さん御二人に同じ問題二問お尋ねいたしますので、御意見を伺ひたいんですが、養護教諭というお立場でいらつしやるんですが、学校教育法を見ますと、養護教諭の職務については非常に抽象的で、児童の養護をつかさどる、と、たった短い言葉で定められておりますが、皆さんは現在どのような職務を行つていらつしやるか。また、御自身養護教諭とはどのような職務を行うべきだと思ひますか。

ていらつしやるか、この点お二人にお願ひいたします。

○参考人(中神暉子君) 「養護をつかさどる。」という大変漠然とした中で、養護教諭の本務とは何だということでもよく大ぜいの人たちが話し合ひをするわけですが、御存じだと思ひますが、養護教諭は明治に学制が始まったときは学校看護婦として入りまして、いまでも医療職という感じが強いわけですね。先生たちも、とにかく病気があつたとき学校にいても子供の世話をしてくれればという風潮がまだまだ強いわけですが、私自身の考えでは、そういうことも大変大事な仕事だと思ひますけれども、いまの社会の中で富士見産婦人科問題なんか起きたのを見まして、私は日本の国全体の人たちがやはり健康問題に十分な知識とか理解がされていらないんじゃないかと思ひます。端的に言いますと、無知だったからああいう事件が起きたんじゃないかというふうな気がするわけです。それにはやっぱり健康教育が大事だろうというふうに思ひまして、私自身としては、現在は文部省は指導要領が改正されますと、なかなかいいものだと思ひやつてゐるんですが、私の考えでは、いま健康教育として授業の中で小学校でやる部分については、五年、六年の保健体育の中に年間十時間というところで設定されているわけですが、これが、私の学校でもそうなんですが、雨が降れば保健の授業をしようかというふうな程度でなかなか定着しない。それから、昔は理科の中で歯の勉強を二年生が始めたところから体の問題をお勉強する機会がありました。そういうことが一切なくなつて五年、六年までないわけなんです。小学校の段階で体を理解する勉強というのが現在では私に十分だと思つておりますので、何とかこの点を小学校へ入った段階から六年間で小学生は小学生なりにやばり自分の体を理解して大人になつていくというのを私は望んでいるわけで、何とかそれをやりたいというふうに考えております。そういう意味で、健康教育を何とか充実したいというふう

に思っています。

○参考人(竹井紀代君) じゃ、いまの中神さんの意見とはちよつとダブらないように、健康教育も非常に重要な部分だと思えますけれども、もう一つ、私たちの仕事としてやはり保健室という場が学校の中にあるとして、その中にいるわけだけれども、その中でやはりいゆる保健指導に当たっているわけですね。それで、救急処置ということはその中の一部分に入るんだろと思えますけれども、その処置的なものだけじゃなくて、先ほどもちよつと言ったかもしれないけれども、結局ただ来てけがを処置したり、病氣もそこで薬を飲ませてそれで済むというふうなものではやはりない状況がいまの子供たちの中にあるわけです。いろいろ話をすると、ただ単におなかの痛いや、いゆる病的からくる痛さじゃなくて精神的な部分からくるものだと、だから、結局薬を飲ませて一時的に治つても、それで治つたということじゃなくて、結局毎日来るとかそういうふうなことで、かなり精神的にいろいろ子供たちに覆いかぶさってきているものがやはり保健室という場に如実にあらわれているということが言えると思います。

確かに先生たちが各クラスで日常接する中でいろいろ問題を把握していく部分もあると思えますけれども、やはりいま教師がいろいろ意味で、忙しさの中で、どうしても、つい体のことになると当然保健室に来て養護教諭に訴えてくるという機会が多いわけで、その中でやはり子供たちと接する中でその子供たちが抱えている問題を明らかにしながら、それを担任に返していき、親に返していき、それをどういう形で解決していくかというのをやはり教師と親と協力しながらやっていくと、そういう意味で、養護教諭がいま実際にやっている仕事は一番大きな仕事だと思えます。それで、それがどうあるべきかと言われても、ちよつと私自身もこういうものがないというふうには言えませんが、やはりそういう部分で、いま特に中学校あたりで校内暴力云々という

ことで子供たちの非行問題が言われていますけれども、私がやはり中学校にいたときも、そういう生徒がわりと保健室に、まあ逃げてくるというのか、結局授業についていけないようになって、教室にいたまねなくなつて保健室に来ると。いろいろ話を聞いてみると、本当に一人一人見ていると、どうしてあんなに暴力をふるうのかというふうな、それが信じられないくらいやさしい部分を示すわけですね。で、やはり子供たちの中にいろいろあるあいうことをするの聞いてみると、それがいるんだところから影響を及ぼしている。それは確かに養護教諭一人だけで解決できる問題ではないけれども、やはりそういう子供たちが一人一人抱えている問題というのをかなりいま保健室にいる養護教諭が把握しているんじゃないかというふうに思っています。

そういうことで、それ以外にもいろんなことをやっていますけれども、やっぱり保健室でそういうことも含めて、子供たちの体の問題をどう考えていったらいいのかというふうなことを一つ一つ健康診断とか、それから毎日の保健指導の中で明らかにしながら、子供たちが丈夫に育っていく、そういう元気な体で学校生活を送れるようにというところで日夜努力しているというものが養護教諭の大きな仕事というふうに私は考えております。

○柏原ヤス君 二問と申し上げましたけれども、いま現状のお話を承って、今後これをどう推進していくべきかと、まあ確かに推進していくべきかというところをお聞きしたいんですが、これは保健課長さんの方にお聞きしたいんですが、確かに幅の広い保健指導、これは養護教諭の方たちだけでは万全を尽くせない、これは学校医あるいは専門医、専門機関、こうした連携協力が必要だと思えますが、足達保健課長さん、いかがですか。

○参考人(足達九君) 学校に、小学校、中学校それぞれ保健の学習と指導と二つあるわけですが、先ほど養護教諭の参考人の方々がお話し

やいましたように、学習としては五年、六年、中学校一、二、三年、高校二カ年間の連係で学習ができるようになっておるわけです。しかし、その中で学習は知的理解をするところのごさいますして、これを実行に移すための指導が保健指導であるというふうに理解しております。その保健指導につきましては小学校一年からあるわけでございます。まあ虫歯の予防ということが五年

高学年にならなければいけないということではございませんで、小学校一年から当然やるべきでございます。また、やっております。そのために教育課程の改訂がありまして、保健指導あるいは安全指導というふうなものが各学校の実態に応じまして、まあ大体月に一回程度はできると、年間十一時間、安全指導もそれぐらい、あるいは給食指導が四時間というふうな形で組めるようにゆとり時間もできてきたというふうに理解しておるわけで、いまそれを特別教育活動というんですけれども、その研究なりやり方なりのあれが盛んに行われておるわけですね。養護の先生方はいろんな資料を持っておると先ほどおっしゃいましたけれども、その中の資料の提供というふうな非常に大きな役割もあるんじゃないかというふうに理解しておりますけれども、そのやり方の中で、私が言いましたように、保健学習と保健指導が――これはちよつと専門的になるかと思えますけれども、大体どっちが保健指導なのか、どっちが保健学習であるのかわからないようなあれがよく見かけられ、私たち研究指定校等に行きまして、もそういうやり方があるわけでございます。やはり保健指導と保健学習のたてまえというものをきっちり分けまして、そしてあくまでも子供たちによき生活習慣をつけさせるための指導をするのが保健指導であるというふうなことから、子供たちに考えさせるあるいは発見させる、実行させるという三つの段階でやっておりますけれども、いまのところはどうも発見させる、考えさせるという時間に大部分を費やしまして、実行させるという指導がどうも時間がないというふうな状況をよ

く見るわけですが、これはまあ指導の内容をきめ細かにやって、適切にそこら辺はやっていかにやいかぬというふうな指導をいまだ盛んにやっておりますので、生活習慣にまでこれを高めていくということもだんだん定着してくるんじゃないかと、そういうふうに理解しております。

○柏原ヤス君 それでは升井参考人にお尋ねいたします。

学校災害関係の訴訟事件がたくさんございまして、その原因、背景、これらについて御意見を聞かせたいと思ひます。

○参考人(升井登安尾君) 学校災害に関する裁判が全国でどれくらいありますかと、これは私どももちよつと承知しておりますけれども、数年前に日本弁護士会が調べた中では、全国の教育委員会に問ひ合わせてお調べになった中では三％だったということで、裁判になる例は災害に比べて非常に少ないというふうに思っております。

それで、それにもかかわらずどうしても裁判になるという原因は、第一は、子供が負傷をしたとき、事故のあったときに、親はそばにいないわけですね。ですから、どういうことで子供がこういうけがをしたかということについて学校なり何なりから率直な説明が聞かれない場合にどうしても納得がいけないと、もうやっぱり法廷に訴えるしかないというふうなことが一つの動機になっていると思ひます。

それから二番目には、やはり学校安全会の給付はあるわけですが、引上げられなくても、重傷の障害の場合はどうしてもそれではどうにもならないということがあります。裁判になるというようなことが多いと思ひます。で、まあ裁判になりますと相当長期間かかりまして、裁判しますと一審、二審、もし最高裁まで行くということになりますと十年以上もかかりまして大変これは困難なことなので、裁判に踏み切

○柏原ヤス君　もう一問お願いいたします。

○参考人(升井登

非常に多いわけですが、

いう——私も柔道の先生なんかににもよく伺ってお

うことで、段階を追って指導すれば絶対に事故は

それだけの体力ができていないのにわざと追求する

とか、それから施設設備の点では先ほど簡単に申

喜ぶでござんた。さういふ例も聞きまして非常に

工友松尾清太郎等二名 呂口二二

【参議院】

私どもの学校は、新興都市でありまして、すぐ

の子が同時に交通安全リーダーという形になります。

歩行する場合の指導にその子供たちが中心になっ

とが十分考えられるわけで、そのときにはわれわ

の場合には集合場所に向向いていつて、そこから

父母あるいはPTA等の協力も大きくいただいて

全リーダーとが話し合いなんかをしまして、登下

つては、**多母**の方から**打拍**を打たせ、**い**で**参**表に力

先ほど学校災害の原因とか責任の問題がござい

○参考人(升井登女尾君) 学校で起こった事故の

ですけれども、しかし、学校の中で起こった事故

います。たとえば、窓ガラスをふいていて三階か

かつたからいけないのだとか、まあいろいろ言わ

やはり子供というのは不注意であつたり未熟であ

う角度からの安全基準——安全の決め方ですね、

は元來の如く、その二語の間に、ハは付くべき

一九

の本質上からいって、自分たちの限界に挑戦していく中で子供たちは発達していくわけですから、そういう点ではやっぱり事故というものはある程度避けられないこともあるんじゃないか、それを考えながら十分な指導をしていただくようにお願いをしたいというふうに、事故の責任ということについては思っております。

○近藤忠孝君 もう一つ伺いますが、先ほどのお話のように廃疾など大変大きな事故があるわけで、本人や親の悲しみが大変だと思うんですが、これも先ほどお話をあったとおり、医療費が五年で打ち切られるとかあるいは廃疾年金の制度がないなど、やはり安全会による互助共済制度に限りがあるのではないかと考えています。そこで、現実にはその結果どのような困難が生じているか、そんな点、お話しいただければと思います。

○参考人(井井登女尾君) 先ほど数から申しましたが、学校の災害の結果生涯に及ぶような障害を負った人というのは一万人ぐらいいると、私たちの会員の中にもかなり大それたという人はおられます。その中で岩手におられる方の小野寺さんという方は、高専に四月に入学して、その五月、全寮制の学校で全部学校の寮にいたわけですが、柔道のときに先生の投げられた投げを受けかねて頭を打ったと。そういうので、この人は頭の橋静脈ですか、というところが切れたんだそうで、それっきりいまだに八年を超えますけれども意識が戻らないという状態でございます。ですから、この人は岩手の病院にずっとお母さんがつきつきで、それは本当にひどい状態で、二時間ごとに体位転換をしないとすぐ褥瘡ができるわけですね。ですから二十四時間二時間ごとに体位転換をします。それから食事も管でというふうなことでございますので、それについてお母さんがつきつきでおられるんですが、そのお母さんは岩手病院にいらるときには——完全看護病院ですから付き添いの設備はありません——床に布団を敷いておられたということで、いまは近くの診療所に移しておられますけれども、そのために

八十年を超えたおばあさんとまだ中学の妹、この二人が農業をやって、そしてお父さんは出稼ぎに出ている。葉たばこをやっているわけですが、もう一年のうちに半分出稼ぎに行っているというような状態で、たんぼを一部売られたというのを聞いております。

それから、そのほかにもこういう方がたくさんありまして、大体重度の障害というのは頸椎骨折が多いんですね。首の骨を折ることが多いものですが、指先しか動かないとかそれから排せつ機能が全然だめになりますので、これは広島の方ですけれども、百八十七センチもある子供が卒業のときのラグビー試合で首の骨を折ったという方で、それは一週間に二回ぐらい洗腸して、お母さんが手を入れて全部排せつ物をかき出すというのをやっていると。二十四時間つきつきというところなので、家もその介護のために改築しなければいけない、そうすると千五百万ぐらいいはすぐ飛んでいっちゃうわけですね。そういうことで、そういう障害を抱えている方が実情を言えばたくさんありまして、本当に親は生活破綻になりますし、これは何といえますか個人でカバーできることの限界をはるかに超えているんじゃないかと。ですから、先ほど岩手の方も介護手当を支給してほしいというのをずっと要求しておられますけれども、そういうものはいまございません。

○近藤忠孝君 次に足達参考人にお伺いします。これは養護教諭の完全配置について竹井参考人や中神参考人から意見がございました。実際未配置のところで、素人ですから行かなくてもいい病院に行ってしまったとか、こういう話もあったわけですが、これは教育庁の保健課長さんの立場から見まして、そういう未配置校のところで事故が起きたときにどういう体制で臨むのか、どういう指導をされているのか、それについてお答えいただけますか。

○参考人(足達九君) 先ほどもおっしゃいましたように、現在七八%ちよっとの学校に養護教諭が配置されておると思います。そのほかは各市町村の単独経費で養護教諭を置いているところもかなりございますし、私の方では文部省からいただく基準定数のほかに県単独で五十五名の養護教諭を置いているというようにもございまして。

○参考人(足達九君) そういう学校でございしても校医の先生あるいは学校歯科医、学校薬剤師の先生方は配置されてございますので、平素からそういう専門の先生方の御意見によってこういう場合にはこうするという手だてを前もって準備をしておくと、そのことが一番大事じゃないかというところで、そういう御協力を願うように指導しておるわけでございます。

○近藤忠孝君 次に中神参考人にお伺いします。先ほどから指摘されているとおり、子供の体

置かれておると思います。そのほかは各市町村の単独経費で養護教諭を置いているところもかなりございますし、私の方では文部省からいただく基準定数のほかに県単独で五十五名の養護教諭を置いているというようにもございまして。

○参考人(中神暉子君) いまこで子供の体がおかしいという形です。いぶん流行的に言われているような気がするんですが、私はそんなにおかしいというふうには考えていません。というのは私の学校では少なくともそういうことは余りないというふうに思います。実際にたとえ背中がぐにやというような言葉が言われますけれども、私の学校では昨年全部九百人の子供を一人一人健診しまして若干疑いがある子は数名いました。整形外科の専門医の方に回しましたけれども、結果的にはそう大したことなかった経験がありますし、見方がやっぱり違うような気がするんですね。それからあくびとかそういう点では、私は子供が楽しいと思つてぜひ学校へ行って勉強したいというふうな気持ちでいるところでは、そんなに眠いとか朝からあくびが出るとかいうことはないような気がして、こういうことに関しては私はある学級経営をやっている先生方の話なんか聞きますと大変子供が張り切つて学校へ来て、もう一年間通して休む子供があんまりないし、いろいろな楽しい勉強をやっているという話を聞きますと、これは学級経営の中で反省しなければならぬ面があると思うので、余り端的にただおかしいのか、いいという言い方にはちょっと私はどうかというところを日ごろ考えています。

○参考人(足達九君) そういう学校でございしても校医の先生あるいは学校歯科医、学校薬剤師の先生方は配置されてございますので、平素からそういう専門の先生方の御意見によってこういう場合にはこうするという手だてを前もって準備をしておくと、そのことが一番大事じゃないかというところで、そういう御協力を願うように指導しておるわけでございます。

○近藤忠孝君 次に中神参考人にお伺いします。先ほどから指摘されているとおり、子供の体

がおかしいということが大変出ておるんですが、それが特にマンモス校とかあるいは学級規模の大きい都会の子供たちの場合に特徴が見られるかどうか、これが一つ。

それから、養護教諭一人の配置ではなかなか大変だという話もあったわけですね。そこで、二人以上配置した場合にいまに比べてどんなことが可能になるかどうか、この点についてお答えいただけますか。

○参考人(中神暉子君) いまこで子供の体がおかしいという形です。いぶん流行的に言われているような気がするんですが、私はそんなにおかしいというふうには考えていません。というのは私の学校では少なくともそういうことは余りないというふうに思います。実際にたとえ背中がぐにやというような言葉が言われますけれども、私の学校では昨年全部九百人の子供を一人一人健診しまして若干疑いがある子は数名いました。整形外科の専門医の方に回しましたけれども、結果的にはそう大したことなかった経験がありますし、見方がやっぱり違うような気がするんですね。それからあくびとかそういう点では、私は子供が楽しいと思つてぜひ学校へ行って勉強したいというふうな気持ちでいるところでは、そんなに眠いとか朝からあくびが出るとかいうことはないような気がして、こういうことに関しては私はある学級経営をやっている先生方の話なんか聞きますと大変子供が張り切つて学校へ来て、もう一年間通して休む子供があんまりないし、いろいろな楽しい勉強をやっているという話を聞きますと、これは学級経営の中で反省しなければならぬ面があると思うので、余り端的にただおかしいのか、いいという言い方にはちょっと私はどうかというところを日ごろ考えています。

○参考人(足達九君) そういう学校でございしても校医の先生あるいは学校歯科医、学校薬剤師の先生方は配置されてございますので、平素からそういう専門の先生方の御意見によってこういう場合にはこうするという手だてを前もって準備をしておくと、そのことが一番大事じゃないかというところで、そういう御協力を願うように指導しておるわけでございます。

○近藤忠孝君 次に中神参考人にお伺いします。先ほどから指摘されているとおり、子供の体

と。その中で子供の健康の問題がもっと多角的にいろいろ検討されて進めたいとされるんじゃないかというところから、その二つが統合することそのものでもプラスの面はあるというふうに私は考えておりますし、さらに今度の法案の中に書いてあるというふうな承っておりますそのほかに、文部大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行うことができるということになっておるところに私は非常に期待しておるわけでございまして、いろいろな子供の健康を守るための一つの施策を、そのいままでの二つの業務の中でできなかつたことを、どうしてもやらなければならぬ問題があるならば、ここで大臣の認可を受けてやるようにしていくということが希望できるんじゃないかという意味で期待しているわけです。

○小西博行君 本来なら文部大臣にもお聞きしたいような質問になるかも知れませんが、この間から予算委員会でも私はずっと詰めておるわけですが、たとえば校内暴力だとか非行問題という非常に大きな問題点がございまして、確かに、戦後といつてもごく最近では、大蔵文部省の予算というのはいささかふえまして、量的な拡大というものはかなり整備されてきていると。しかし現実問題、非行問題で一つとらえまして、大変量的にふえているというこの実態ですね。そこで文部省に対しては大臣何とかならないのかということと詰めておるわけです。そのうなりますと、どうも県の教育委員会の方でぜひやっていただきたいと、あるいは学校単位でやっていただきたいと、このような答えがずっと返っておりますので、私はこの健康会という問題も同じような問題があるんじゃないか。ある文献によりますと、どうも食生活が大変非行問題に影響があるという最近レポートが出ておりますね。たとえば糖分の非常に多いコーラをどんどん飲み過ぎる、あるいは肉食を盛んにふや過ぎるというふうなところ、あるいはインスタントラーメン、こういうようなものが大変非行問題といひますか感情を刺激するといひますか、先生の場合は

お医者ですから、これは一度お伺いしたいと思つたんですけれども、そういうような御意見も中のレポートとしてあるわけですが、やっぱり大変大きな影響があるんじゃないか、その見解をひとつお願いしたいと思ひます。

○参考人(足達九君) 非常にむずかしい問題で、何を食へたら非行が治るというそのものずばりがあればこれほど簡単なことはないと思ひます。しかし私は、まだ実際に自分がそういう体験をしておりませんので、ほかの優秀な方々が発表されることにそれが間違っているのだというふうなことを言うつもりはございません。しかし、私はいままで学校給食、保健安全というものを担当してきた者としてそのことを考えますときに、食事というのには単にバランスのとれた栄養というだけでは要でございますけれども、それをただ与えただけでその精神面にまでいい影響を及ぼすということには考えないわけですね。したがって、学校であれば教師と子供たちが一緒に食事をすると、その楽しい雰囲気の中でいろいろな教師は子供の学習のときには見つけることのできなかつたいい面も見つけていくとか、いろいろな後からのお話し合いをするとかそういう触れ合いというものが必要であるし、家庭の中では両親とともに楽しい食事をすると、いかにいかに思ひます。

○小西博行君 それでは中神参考人にお尋ねいたします。

学校の健康会、特に安全会の方ですね、これは事故がなければ別に問題は私はないと思ひますね。つまり予防的な対策というのがうまくやられていけば、そう大きな問題は出てこないと思ひます。

そこで私考えますのに、どうも私自身が小学校三年で終戦を迎えまして田舎でいた関係でわんぱくでして、勉強をほとんどしないで山の中を走り回るといふのが毎日の日課でございました。ですから恐らく私どもの年代の人は体に幾つかの傷があると思ひます。足を折つたりあるいは手を切つたりという、言うなら一般の自然の中でトレーニングをしていたというような感じがしてならないですね。したがって、最近の子供さんはどうも都会化が進む中で、遊びの中にそういう冒険といひますか、試行錯誤といひますか、対応の仕方といひますか、こういうものが非常に劣っているんじゃないだろうか。だから何でもないところから落ちて大けがするとかいうような問題が私は出てくるんじゃないかなあ。そういう意味でこの原因の究明というのは私は大変むずかしいと思ひますが、先生の場合、実際に子供さんに当たっておられて何かいいトレーニングの方法といひますか、そういう意味での対策といひますか、そういうものがもしお考えがありましたら教えていただきたいと思ひます。

○参考人(中神暉子君) 私の個人的な考えですけども、私もいま小西先生がおっしゃつたように自然の中で自由にトレーニングされることを理想というふうな考えでおります。私も大体そういう中で育ちましたし、それからお母さんたちにも、子供を遊ばせるときはたとえ後樂園のような人工的な遊び場へ行かないで、杉並の場合ですと手近に埼玉の近辺の野山へ行きますので、ああいうところへできるだけお弁当を持って出かけたというふうなことを話しております。私もそれを理想としております。できましたら、私は子供のころいっただけを防ぐといふことは法案を整備して予算をつけていただくといふことも大事だと思ひますけれども、もう少しやっぱり町づくり全体の中から大きい目で見ていって、これは非常に夢のような話なんですけれども、たとえば交通安全教育といふことで交通ルールの教育をいたしますけれども、私は非常に矛盾を感じているのは、車優先の道路をつくつていてそこで子供に交通ルールを一生懸命教育して、それで交通事故をなくそうといふのはむしろ非常に矛盾があつて、もう少し道路のつくり方だつて人間の命を安全に守るよりな、保護されるような道路がつくられてもいいんじゃないかといふことで、非常に夢のような話

をするので皆さんから余り取り上げてもらえないのですけれども、そういったことでいまの生活環境をもう少し見直すべきではないかなというふうに私は個人的には考えています。

それで私の学校の例ですが、九百人の児童の中で杉並一と言われるぐらいの広さの校庭を持ってありますので、大変恵まれておまして、特別なトレーニングというよりは子供の生活リズムをつくるためにと言われていますけれども、私がいつも言っているのは、早起きとかそれから食事の問題とかいろいろ細かい子供に言うとか言いたくなるから、とにかく外で遊ばせてくださいと、外遊びを十分にさせることによって自然におなかがすいて何でも食べるようになるでしょうと、それから夜もいつまでも起きていなくても、起きていられなくて早く寝るようになっていける朝型の子供になるということ、これは私の最初の考えで、一つのことをやれば連鎖しているいろいろなことができるだろうというふうに考えていたのですが、最近たしか小児国立病院の整形外科の先生がお書きになつた本の中に私も同じようなことを書いていらして、ああ私の言っていることは間違いないなかつたなといふことで、いま私は、何と申すように、子供の体づくりにはずすことができるだけ外で運動をして遊ぶということをやっております。

それから、健康会の法案がいま審議中ですが、これをざっと私見た中で非常に疑問なのは、十九条の中に学校安全及び学校給食云々といふことで、ほかの印刷物には「学校安全(学校における安全教育及び安全管理をいう。)」といふふうには書いてないのですが、この委員会からいただいた資料の中にこういう文書があつて、ああ外部団体からこういう要請があるといふことは、ちょっと学校教育の中における立場の者としては、私は学校教育といふのはやっぱりその地域の実態で教師が教育計画を立ててやりたいと、安全管理にしてもやっぱり中の者がやっていきたいといふことで、この点は一体どういふことを網羅してここ

で評価されているんだらうかなということ、ちよつと気になる部分として疑問があります。

○小西博行君 確かに予防ができればこれは最高だと思いますが、万が一にも事故が起きるといふ現象はどうしてもぬぐい去れないというふうに私、思います。そういった意味で佐藤さんにひとつお願いしたいわけですが、学校の保健委員会というのがある先生とか父兄らでできておりますね。私はそれぞれの分野で機能をかなり明確にしてそれぞれの任務に当たっていかないと、どうも繁雑で大変私はそれぞれの代表の方の仕事が十分生かされないのじゃないかという心配をして、この辺をひとつ御説明願ひ、先生の御意見があったらぜひとも教えていただきたいと思ひます。

○参考人(佐藤勲君) 学校保健会というのは、学校保健計画の策定とその実施を推進するための研究協議機関であるというふうに私は押さえておるわけですが、それらを構成するメンバーは学校長、保健主事、養護教諭、それから保健体育、理科、家庭科、社会科というような関連教科の主任あるいは給食主任、場合によっては学級指導による場合もありますので学年主任というふうに学校の中では教職員全体に行き渡るといふ面が一つ考えられますし、外部から学校医、学校歯科医、それから薬剤師あるいは栄養士、それからPTAの役員、保健衛生に関する部門を担当するところを設けているところがあるかと思ひますし、さらに地域社会、もっと広げるならば保健所だとかそれから教育委員会の関係であるとか、さらに中学校あたりでは生徒も含めるといふような非常に大きな幅の中で設置されることが望まれるというところがよく言われているわけですが、特に関係が深いと思われる学校医、学校歯科医、薬剤師等日常の仕事の方が大切ですから、その都度学校で保健委員会を開催する場合に参加できないというようない問題点は残されておまして、十分この活動が軌道に乗っていると言ひことがむずかしい状態になっております。

ただ、私もがやっているのは本来学校でやるべき健康、安全、指導に関しては教職員全体で取り組むんだ。したがって日常の保健指導の計画に沿ひまして校内の保健委員会担当者、月に一遍程度は必ず開催しているわけですが、その中で十分計画の見直しや指導を検討していくというふうなことを行つております。必要に応じて学校医や歯科医等、専門的な御指導をいただく場合にぜひお願いをして出席をしていただくというふうな方法をとりながら進めているわけですが、なかなかこの辺がきちんと軌道に乗らないという悩みを持っています。

○小西博行君 最後に升井参考人に一つお願いしたいんですが、私も以前からずっと文部省に對しまして実際に災害に遭つた子供さんが将来どういふ形になって成長されているかという追跡調査を依頼を申し上げておるんですが、なかなか文部省の段階では学校もどんどん変わつてまいりますからわからないという実態でございまして、そういう意味でさつき升井参考人の方から少しそういうお話がございましたので、もしよろしかったらどういふ方向で今後そういう調査をされ実態を調べられるのか、御苦労話でも結構でございまして、ぜひともお願いして私の質問を終わりたいと思ひますので、お願いいたします。

○参考人(升井登文君) 先ほど被害者調査をしているというところを申し上げましたけれども、安全会の方もいろいろ事例研究なんかはしておられますけれども、実際に被害を受けた人がどういふ状況で被害を受けて、そして一たん被害を受けてしまえばそれで治らないわけですから、子供はだんだん成長していくわけで、そういうことについて実態も調べ、また要求も聞いてできるだけ協力したい。そういう中からこちらから言われておりますように、養護の先生がいらつしやる学校といつしやらない学校では事故が起つた場合の処置が全然違ふわけですね。頭を打つたりして安静におかさないといけないのにすぐ運んじやつたり——これは見たところ内出血なんかはちよ

つとわかりませんので、大したことないよつて帰しちゃつて、その夜から意識混濁がきたりというふうなことがあつて、そういう不納得が裁判例になるというところは多いわけなんです。そういうので私たち養護の先生の各校配置と、それから大規模校は複数配置ということに二年かけ請願やりましたけれども、それはさつき言ひましたように衆議院の方では保留になりました。

それで一例を申し上げますと、これは神奈川なんですけれども、中学二年のときに水泳の練習でプールに飛び込むことをやつたわけですね。そのときに、聞きますと、体育の指導の先生が人数が少なく、水泳日に、プールに入る日が、きょうは何年の日、きょうは何年の日となつていて、一人の先生が五十名ぐらゐ時間交代で指導されるというふうなことで、その子のけがというのは、プールの水深が非常に浅いのに、しかもその先生が助走をつけて飛び込むようにと言われたので、その言われたとおりやつたらプールの底に頭をぶつつけ、そして頸椎骨折になつたということなんです。その子は中学二年のときにそれをやりまして、その骨折の場所によりましていろいろ機能障害が起るわけですが、その子の場合には体温の調節機能がなくなつてしまつたということ、もちろんここからは麻痺です。ですから、いまでも毎日家の中は冷暖房完備にしておきませんと、寒いときはすぐかぜ引いて肺炎になるし、暑いときは熱射病になるというところで、団地住まいなんですけれども、冷暖房完備にしないといけない。そのための費用を市の方と相談してこういう設備をするとか、団地でございまして、養護学校へ行くようになりまして、団地のところから外へ出るのに、スロープつけないで、毎日毎日五段ぐらゐ担ぐんです。守る会がボランティアをしまして、毎日連れていくわけですが、そういうのをスロープをやつと三年ぐらゐ後につけてもらつたとか、それから毎日一時間ぐらゐ体の機能のリハビリをやりますとすぐ体が硬直するわけですね。そういうことになりまして、その子がそれでも地

域の協力で、段差解消のためにその区は団地から学校へ行く道の段差を全部なくしてくれたわけなんです。そういうような協力があつて本人はやつと去年養護学校の高等部を卒業いたしました。それで、こういうふうなちよつと手首がこれだけ動くんですね。そういうことで親はこの子に何とか自立能力をつけさせなければ死ぬにも死ぬぬというところで電動のタイプを習わしたわけなんです。ところがいまのところでは、その子が養護学校卒業したけれども、その程度の障害ですと、ひどいというのでこの障害者施設も職業訓練に受け入れてくれないわけなんです。それで、自宅で電動のタイプを習つたんですが、先日親が言つておりましたけれども、一カ月に百四十円収入があつたのが初めてだつた、こういうことで、そういう子供も五年過ぎればとくに安全会給付は終わつていけるわけですから、今後は障害者手当が三万円何がしが出るということだけなので、非常にその親は、文部省なんか行きますと、職業訓練のせひ手当てを考へてほしいということを言つております。それから、大体皆そういうことで、五年打ち切り後は障害者手当でフォローするということでございますので、非常に生活は困難。寝たきりじゃなくても、やつと車いすになつてもそういう困難がございまして、そういう要求や願いに對しては私たちは聞き取り運動というのをいたしまして、重度障害の方を聞いて、聞き取り運動で、いま文化刺しゅうをやつとやっている人もありますし、そういうのをテープにとつて今度実行委員会では報告して、そういう聞き取り運動をやりたいながら皆さんの願いをかなえてもらへるような方法を各自自治体にお願ひするといふようなことをいま取り上げておりますが、非常に困難な状況でございまして。

○小西博行君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(片山正英君) 以上で本日御出席いただきました参考人に対する質疑は終わりました。参考人の皆様に一言御礼を申し上げます。

本日は長時間にわたり貴重な御意見をお聞かせいただき、まことにありがとうございました。委員を代表して厚く御礼を申し上げます。本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

四月二日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願(第二二六三三号)(第二二七七号)
- 一、中学校及び高等学校の教科内容の男女平等に関する請願(第二二七八号)
- 一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第二四一四号)(第二四四七号)(第二五〇六号)
- 一、私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願(第二二二〇号)
- 一、中学校及び高等学校の教科内容の男女平等に関する請願(第二二二一号)
- 一、中学校の英語授業時数に関する請願(第二五四三三号)

第二二六三三号 昭和五十七年三月十九日受理

私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願

請願者 千葉県旭市ハノ一、八六五 伊藤

つね 外百二十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二二七七号 昭和五十七年三月二十三日受理

私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願(三通)

請願者 北海道函館市船見町六ノ二九 山

本康三 外二千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二二七八号 昭和五十七年三月二十三日受理

中学校及び高等学校の教科内容の男女平等に関する請願

請願者 愛知県岩倉市曾野町下街道二七

薬師寺あさを 外四千九百九十九

名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第二四一四号 昭和五十七年三月二十三日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 福島県田村郡三春町平沢河原三〇

ノ一 渡辺貞夫

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第九五九号と同じである。

第二四四七号 昭和五十七年三月二十三日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 茨城県久慈郡里美村折橋七七五

鈴木竹雄

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第九五九号と同じである。

第二五〇六号 昭和五十七年三月二十四日受理

身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 鹿児島県国分市敷根二、八〇八

谷口政彦

紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第九五九号と同じである。

第二五二〇号 昭和五十七年三月二十五日受理

私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願(三通)

請願者 札幌市中央区南一条西二〇丁目

矢内好宏 外二千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二五二一号 昭和五十七年三月二十五日受理

中学校及び高等学校の教科内容の男女平等に関する請願

請願者

愛知県小牧市林一、七六七ノ一

若尾孝子 外千九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第二五四三三号 昭和五十七年三月二十五日受理

中学校の英語授業時数に関する請願

請願者 東京都北区桐ヶ丘一ノ一六ノWノ

一〇ノ三〇四 永田三郎 外千

六十二名

紹介議員 杉山 令隆君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。